

令和 2 年度

学校教育指導指針

(幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校)



岩手の義務教育が目指すもの

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、
社会を創造する能力を育てる「人間形成」

～『岩手県教育振興計画』より～



岩手県教育委員会



はじめに

物事を捉えるとき、何を「全体」と見るかによって「部分」の見え方が変わってくると言われます。仮に時間軸、例えば、本県教育界の約10年間の動きを全体と捉えると、「岩手県の教育は、教育関係者の真摯でたゆまぬ努力の積み重ねの中で、その基盤がつくられてきました。素直でまじめな子どもたち、使命感と誠実さ、情熱をもつ教職員、授業研究に熱心に取り組む学校文化、それらを力強く支えてきた家庭・地域の存在、市町村教育委員会と県教育委員会の連携など、岩手の教育は多くの財産を保有しています。「これからの岩手の義務教育（平成21年）」から抜粋」という言葉のように、本県教育は、ゆるぎない基盤と貴重な財産のおかげで着実な歩みを進めてきました。

また、例えば、この時間軸の中で様々な出来事を部分として捉えると、2016 希望郷いわて国体、2019 ラグビーワールドカップ釜石大会での小中学生によるおもてなしや全国レベルの合唱、吹奏楽、作文、絵画コンクール等、運動と文化の両面で子どもたちの様々な活躍がありました。一方、筆舌しがたい大きな悲しみや経験もありました。東日本大震災津波、台風等、度重なる自然災害です。

このような災害や困難に直面しながらも本県では、そこから得られた教訓を教育の根幹に据え、子どもたち・教職員・家庭・地域・教育委員会の連携のもと、教育の基盤を失うことなく確実に子どもたちの成長を支え続けてきました。現在も子どもたちは、多くの仲間、大人、地域に見守られ、地域の良さを知り、人の温かさを感じながら岩手の未来を支える人材として育っています。

私たち教育関係者の使命は、一人ひとりの子どもたちの今を充実させ、一歩でも成長させるために、各自が力量を向上させ、多くの大人が子どもに寄り添いながら、チーム力で指導・支援にあたり、「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた社会を創造する能力を育てる「人間形成」にあたることではないでしょうか。

この令和2年度「学校教育指導指針」は、「岩手県教育振興計画(平成31年3月)」「いわて県民計画(2019～2028)」及び「第1期アクションプランの指標」を踏まえると同時に、本年度以降、小・中（・高）と順次全面実施となる新しい学習指導要領の具現化を目指して作成しました。各校において、「チーム学校」として、職場の同僚をはじめ、多くの仲間・関係者と目標や手立てを共有し、組織の力を発揮し、創意工夫に溢れた教育計画の策定、教育課程の編成・実施、人材育成等を一層推進するために本冊子が何度も活用されることを心から願っております。

目次

はじめに

1 県教育委員会が目指すところ	1
2 県教育委員会が目指す具体的な指標	2
3 県教育委員会の経営計画	4
4 学校教育の重点	5
(1) 共通事項として取り組む内容	8
(2) 各学校の方針により重点化して取り組む内容	26
5 各教科等の指導にあたっての基本的な考え方	28
各教科等の指導の要点	28

【資料1】 県学習定着度状況調査において「注視する5項目」について	(p11)
【資料2】 「確かな学力育成プロジェクト」及び「いわての授業づくり3つの視点(改訂版)」について	(p12, 13)
【資料3】 確かな学力育成プロジェクト ～新たな時代を切り拓く資質・能力の育成～	(p14, 15)
【資料4】 教員等育成指標(教諭)校長及び教員としての資質の向上に関する指標	(p24, 25)
【資料5】 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要	(p37)
【資料6】 進捗状況確認のためのチェックリスト(学校、個人)	(p39, 40)

県教育委員会が目指すところ

岩手県教育振興計画の概要

基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり



目指す姿

学校教育

子どもたちが、地域とともにある学校において自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けています。

社会教育

県民が、主体的・相互に連携し、助け合うことにより、家庭の教育力の向上に努めるとともに、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加により、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。

取組の視点

視点1 岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進

視点2 郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成

視点3 学びの場の復興の更なる推進

具体的な施策の内容

学校教育

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成**
 - 復興教育の推進、地域に貢献する教育の推進、キャリア教育の推進、世界と岩手をつなぐ人材育成、イノベーションを創出する人材育成 等
- 2 確かな学力の育成**
 - これからの社会で活躍する資質・能力の育成、児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実、生徒の進路実現の推進 等
- 3 豊かな心の育成**
 - 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成、体験活動等を通じた豊かな心の育成、学校における文化芸術教育の推進、社会に参画する力の育成 等
- 4 健やかな体の育成**
 - 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実、適切な部活動体制の推進、健康教育の充実 等
- 5 特別支援教育の推進**
 - 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実、特別支援教育の多様なニーズへの対応、県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進、教職員の専門性の向上 等
- 6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応**
 - いじめ防止対策の推進、いじめ事案への適切な対応、不登校対策の推進、健全育成に向けた対策、組織的な相談体制の充実 等
- 7 学びの基盤づくり**
 - 安心して学べる環境づくり、目標達成型学校経営、新たな県立高等学校再編計画の推進、多様なニーズへの対応、教職員の確保・育成、教職員の働き方改革 等
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進**
 - 特色ある教育活動の支援、社会に貢献する人材の育成、教育環境の整備促進 等

社会教育

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進**
 - 学校・家庭・地域が連携する仕組みづくり、多様な体験活動の充実、地域学校協働活動の推進 等
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実**
 - 子育てや家庭教育に関する学習活動支援、電話やメール等による相談体制の充実、子育て支援グループのネットワークづくり 等
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり**
 - 多様な学習機会の充実、学びと活動の循環による地域の活性化、社会教育の中核を担う人材の養成・確保と研修の充実 等
- 12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承**
 - 学校における特別活動や文化部活動による郷土芸能の継承、文化財の適切な保存と継承 等

県教育委員会では、「いわて県民計画(2019~2028)」が策定されたことから、令和元年度からの新たな教育振興の取組の指針となる、「岩手県教育振興計画」を策定しました。「岩手県教育振興計画」は、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けられており、教育行政を推進していく上での学校をはじめとした教育関係者等の指針となるものです。

県教育委員会が目指す具体的な指標

「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョン

～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

令和元(2019)年度から2028年度までの10年間、長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を示しています。10の政策分野の中の一つに教育分野が位置付けられており、主要な指標(幸福指標)及び一人ひとりの幸福を守り育てる取組が示されています。

この長期ビジョンをもとに、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を示し、長期ビジョンの実効性を確保するものが以下のアクションプラン(政策推進プラン)です。

「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプラン(政策推進プラン) 指標一覧表

県では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指して、第1期アクションプラン(政策推進プラン)を策定しました。これは、令和元(2019)年度から令和4年度までの4カ年で重点的・優先的に取り組む政策や、その具体的な推進方策の目標値を明確にしなが、教育の充実を図っていくものです。

自校実績値等記入欄

※ 義務教育諸学校に関する主な指標を掲載

指標	◆いわて幸福関連指標 ○具体的推進方策指標	2019 目標値	2019 実績値	2020 目標値	出典(根拠となる調査等)
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成(地域に貢献する人材を育てます)					
◆将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	※「将来の夢や目標をもっていますか」に肯定回答する児童生徒数の割合	小 86.7 中 74.0		小 87.0 中 74.5	全国学調
○自分の住む地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	※「自分の住む地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」に肯定回答する児童生徒数の割合	小 55.0 中 51.0		小 56.5 中 53.5	全国学調
○自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	※「あなたは、自分の住む地域には、良いところがあると思いますか」に積極肯定回答する児童生徒数の割合	小 68 中 54		小 70 中 56	県学調 児童生徒質問紙調査
○中学校3年生において、求められている英語力を有している生徒の割合	※CEFRのA1レベル相当以上の(英検3級以上の取得及び英検3級以上の英語力を有すると思われる)生徒数の割合	中 39.0		中 42.0	英語教育実施状況調査
2 確かな学力の育成(児童生徒の確かな学力を育みます)					
◆意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	※「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか。」に肯定回答する児童生徒の割合	小 81.9 中 78.2		小 82.9 中 79.2	全国学調
◆授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合	※「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。」に肯定回答する児童生徒の割合	小 81.7 中 81.0		小 82.7 中 82.0	全国学調
○児童生徒が調べたことなどを適切に表現する指導をしている学校の割合	※「児童生徒が自分で調べたことや考えたことを、分かりやすく文章に書く指導をしていますか」に肯定回答する学校の割合	小 100 中 100		小 100 中 100	県学調 学校質問紙調査
○授業内で学習を振り返っている児童生徒の割合	※「授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 86 中 84		小 87 中 85	県学調 児童生徒質問紙調査
○学校の授業がよく分かる児童生徒の割合	※小→「国・社・算・理の授業の内容はよく分かりますか」の4教科の肯定回答の平均 中→「国・社・数・理・英の授業の内容はよく分かりますか」の5教科の肯定回答の平均	小 91 中 78		小 92 中 79	県学調 児童生徒質問紙調査
○幼保小の円滑な連携に取り組んでいる小学校の割合	※幼保小の円滑な連携のための「スタートカリキュラム」を具体的に編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小 80		小 100	学校調整課調べ
○つまづきに対応した授業改善が行われていると感じている児童生徒の割合	※「あなたの学級には、間違っても認め合える雰囲気がありますか」「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれますか。」の2つの質問に肯定回答した児童生徒の割合	小 86 中 89		小 87 中 90	県学調 児童生徒質問紙調査
○弱点を克服するための学習や発展的な学習に自ら取り組んでいる児童生徒の割合	※「あなたは、学校の宿題などに加え、弱点を克服する学習に取り組んだり、発展的な問題に取り組んだりしていますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 76 中 64		小 78 中 66	県学調 児童生徒質問紙調査
3 豊かな心の育成(児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます)					
◆人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合	※「人が困っているときは、進んで助けようと思いますか。」に肯定回答する児童生徒の割合	小 67 中 65		小 68 中 66	県学調 児童生徒質問紙調査
◆自己肯定感をもつ児童生徒の割合	※「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 83.0 中 77.0		小 83.5 中 78.0	全国学調
○自他の良さを認め合う学級であると感じている児童生徒の割合	※「あなたの学級は、お互いに助け合ったり、お互いのよさを認め合ったりできる学級だと感じますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 87 中 90		小 89 中 91	県学調 児童生徒質問紙調査

○学校や地域が行う体験活動に参加し、今後も継続して参加したいと思う児童生徒の割合 ※「あなたは、学校や地域が行う体験活動に、今後も継続して参加したいと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 81 中 85		小 83 中 85	県学調 児童生徒質問紙調査
○「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合 ※「読書がとても楽しい」と積極的肯定回答する児童生徒の割合	小 46 中 44		小 47 中 46	生涯学習文化財課 調査
○様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味がわいたと感じている児童生徒の割合 ※「あなたは、学校で行う鑑賞教室などを通じて、様々な文化芸術に触れ、興味がわきましたか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 72 中 72		小 74 中 74	県学調 児童生徒質問紙調査
○話し合いの場で、少数意見にも耳を傾け、意見をまとめている児童生徒の割合 ※「あなたは、話し合いの場で、自分の考えを相手にきちんと伝えながら、少数の意見にも耳を傾け、意見をまとめていると思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 79 中 83		小 81 中 85	県学調 児童生徒質問紙調査
○社会の動きや出来事に関するニュースに関心がある児童生徒の割合 ※「新聞、テレビ、インターネットなどでニュースを見ますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 83 中 78		小 84 中 81	県学調 児童生徒質問紙調査
4 健やかな体の育成（児童生徒の健やかな体を育みます）				
◆体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小男 74.0 小女 83.0 中男 78.0 中女 91.5		小男 74.0 小女 83.0 中男 78.0 中女 91.5	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
○運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 ※「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか」に肯定回答する児童生徒の割合	89.0		89.0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
○部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が共通理解を図る部活動連絡会を開催している学校の割合 ※「部活動の指導方針等について共通理解を図るために、教職員、保護者、外部指導者との情報交流の場（部活動連絡会等）を設定していますか」に設定したと回答する中学校数	85.0		90.0	保健体育課調べ
○「定期健康診断」の肥満度が正常である児童生徒の割合 ※肥満・痩身傾向を除く定期健康診断を受診した児童生徒数/定期健康診断を受診した全児童生徒数	小 89.0 中 87.0		小 89.0 中 87.0	健康診断結果集計
○喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催している小学校の割合 ※「喫煙・飲酒を含めた薬物乱用防止教室を開催していますか」に肯定回答する学校の割合	85.0		100	薬物乱用防止教室開催状況調査(文科省)
5 特別支援教育の推進（共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます）				
○「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合 ※「引継ぎシートを活用し、円滑な引継ぎを行っていますか」に肯定回答した学校の割合	30		50	いわて特別支援教育推進プラン進捗状況調査
○通級による指導に係る研修を受講した教員の割合 ※担当教員を対象とした研修講座に参加した研修者数	100		100	学校教育課調べ
○特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した教員数（人） ※各特別支援学校の授業研究会に参加した公立学校の教員数	小 79 中 41		小 158 中 82	いわて特別支援教育推進プラン進捗状況調査
6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応（いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いに尊重する学校をつくれます）				
○いじめはいけなと思う児童生徒の割合 ※「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」に肯定回答する児童生徒の割合	小 91.8 中 88.4		小 94.5 中 92.2	全国学調
○認知したいじめが解消した割合 ※解消したいじめの件数/いじめの認知件数	100		100	学校調整課調べ
○学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合 ※「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 89 中 89		小 90 中 90	県学調 児童生徒質問紙調査
○ルールを守って情報機器（スマートフォン等）を利用することが大切だと思う児童生徒の割合 ※「あなたはルールを守って情報機器（携帯電話、パソコン等）を利用している、又は今後持った場合は、ルールを守ることが大切だと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 91 中 89		小 94 中 93	県学調 児童生徒質問紙調査
7 学びの基盤づくり（児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます）				
○地域住民などによる見守り活動が行われている学校の割合 ※安全確保の方策を取っている学校の割合	77.0		79.0	文科調査及び保健体育課調べ
○コミュニティ・スクール設置予定市町村数（市町村）	9		11	生涯学習文化財課調べ
○学校経営計画の目標を概ね達成できたと評価した学校の割合 ※学校経営計画において設定した今年度の重点目標の達成率	85		100	学校調整課調べ
○悩み相談ができる学校以外の相談窓口を知っている児童生徒の割合 ※「あなたは、悩みなど困った時に相談する学校以外の相談窓口があることを知っていますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 90 中 90		小 100 中 100	県学調 児童生徒質問紙調査
性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくれます ※男女共同参画に係る指標				
○学校における男女混合名簿の使用率 ※男女混合名簿を使用している学校数の割合	小 50 中 31		小 65 中 50	学校調整課調べ
※具体的推進方策指標の質問項目の文言や数値については、現状値設定時（主に2018年度）のものであること				

県教育委員会の経営計画

令和2年度 岩手県教育委員会 経営計画

岩手県教育委員会においては、「いわて県民計画（2019～2028）」と「岩手県教育振興計画」の下に、県民計画における「東日本大震災津波の経験に基づき引き続き復興に取り組みながら、お互いの幸福を守り育てる希望郷いわて」と教育振興計画における「学びと絆で、夢と未来を拓き、社会を創造する人づくり」を基本目標に、本県がもつ多様な豊かさや、つながりなどにも着目し、「岩手だからこそできる、やるべき教育の推進」、「郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材育成」、「学びの場の復興の更なる推進」という視点にも立って、本県の未来を創造していく人づくりに取り組んでいます。

教職員が心身ともに健康で、意欲をもって子どもたちと向き合うことができるよう、「教職員働き方改革プラン」を着実に推進するとともに、様々な機会を捉えてコンプライアンスの徹底を図りながら、教職員一人ひとりの自覚と責任ある行動によって不祥事の発生を防止し、教育への信頼と期待に応えていきます。

◆東日本大震災津波からの教育の復興

I きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実、復興を支える人づくりの推進

- 〔重点事項〕 幼児児童生徒の心のサポート
安心して学べる環境の整備
「いわての復興教育」の推進

◆「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプラン及び「岩手県教育振興計画」の着実な推進

I 学校教育の充実

- 〔重点事項〕
- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
 - 2 確かな学力の育成
 - 3 豊かな心の育成
 - 4 健やかな体の育成
 - 5 特別支援教育の推進
 - 6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応
 - 7 学びの基盤づくり

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

- ・「いわての復興教育」の推進
- ・キャリア教育の充実
- ・国際的な視野を広げる人材の育成 等

5 特別支援教育の推進

- ・就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ・特別支援教育の多様なニーズへの対応 等

2 確かな学力の育成

- ・新学習指導要領全面実施に向けた教育活動の充実
- ・学習の基盤となる資質・能力の確実な育成
- ・幼児期の教育の充実 等

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

- ・いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
- ・教育相談体制の充実等による不登校対策推進
- ・児童生徒の健全育成に向けた対策の推進 等

3 豊かな心の育成

- ・自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
- ・体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成 等

7 学びの基盤づくり

- ・安心して学べる環境の整備
- ・目標達成型の学校経営の推進
- ・コミュニティ・スクール導入の推進 等

4 健やかな体の育成

- ・豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実
- ・適切な部活動体制の推進
- ・健康教育の充実 等

学校教育の重点

共通事項として取り組む内容

「岩手県教育振興計画」施策項目	取組内容
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成 ▶ P8	「いわての復興教育」プログラムや「いわてキャリア教育指針」に示されている考え方にに基づき、それぞれの実情に応じて、 復興教育及びキャリア教育 に取り組む。
2 確かな学力の育成 ▶ P10	学校長のマネジメントの下、それぞれの課題に応じた 学習指導や学校運営の改善等 に一体となって取り組むとともに、児童生徒の学習上のつまずきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、 学力向上のためのCAPDサイクル に基づく取組を推進する。
3 豊かな心の育成 ▶ P17	「豊かな人間性や社会性を育む教育」を学校経営計画に明確に位置付け、 道徳教育や体験活動 、文化芸術活動などに取り組む。
4 健やかな体の育成 ▶ P18	家庭や地域と連携し、子どもたちが 運動習慣・食習慣及び生活習慣 を身に付けることができるよう取り組む。また、学校全体として 部活動の指導・運営 に係る適切な体制を構築する。
5 特別支援教育の推進 ▶ P19	障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた 指導・支援体制の充実 に取り組む。
6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応 ▶ P20	いじめや不登校 などの生徒指導上の諸課題に対する組織的な未然防止、早期発見・早期対応に努めるほか、 情報モラル教育の実践 と保護者への啓発を行う。
7 学びの基盤づくり ▶ P22	コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置している学校)の仕組みを生かして、学校安全計画等の策定及び検証・改善に取り組むとともに、 目標達成型の学校経営計画の策定 とPDCAサイクルによる 学校マネジメントの実践・評価 に取り組む。

各学校の方針により重点化して取り組む内容

情報教育 ▶ P26 情報化社会に対応できる情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動やICTを活用した授業を充実する。	伝統や文化の教育 ▶ P27 我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を育成する。
消費者教育 ▶ P26 「消費者教育の推進に関する法律」(H24.12施行)に基づき、各教科等の教科横断的な課題として取り組み、消費者の自立に向けた授業の充実を図る。	学校図書館教育 ▶ P27 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(H25.5 策定)に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進する。
主権者教育 ▶ P26 各教科等にわたる主権者教育を通じて、国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力を育成する。	国際理解教育 ▶ P27 国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成する。
環境教育 ▶ P26 「環境教育等促進法」(H23.10 施行)に基づき、学校教育における環境教育の充実を図る。	小規模・複式教育 ▶ P27 6学級以下の小学校、3学級以下の中学校の小規模校、複式学級を有する学校では、児童生徒の実態をもとに指導の工夫改善を図る。

学校教育の重点

新学習指導要領と「指導と評価の一体化」

新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供の「生きる力」を育むために、教科等の目標や内容を、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という三つの柱に基づいて整理しています。

各教科等の指導に当たっては、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で学習評価の充実を図る「指導と評価の一体化」を重視し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業改善に取り組むとともに、「子供たちにどういった力が身に付いたか」を的確に捉えることが大切になります。

例えば、授業の始まりで「C」だった子供が、学習活動を通して徐々に「B」、さらには「A」へと変容できるよう、教員が指導の改善を図った上で、授業の終末段階で子供の学習状況を再度見取ったり、さらには、子供たち自身が学びを振り返って次の学びへ向かったりすることなどが考えられます。

そして、「カリキュラム・マネジメント」の視点で、学習評価の改善を、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校全体のサイクルに位置付けていくことを目指しています。

新学習指導要領関連資料

<参考資料> 「新学習指導要領リーフレット」 文部科学省

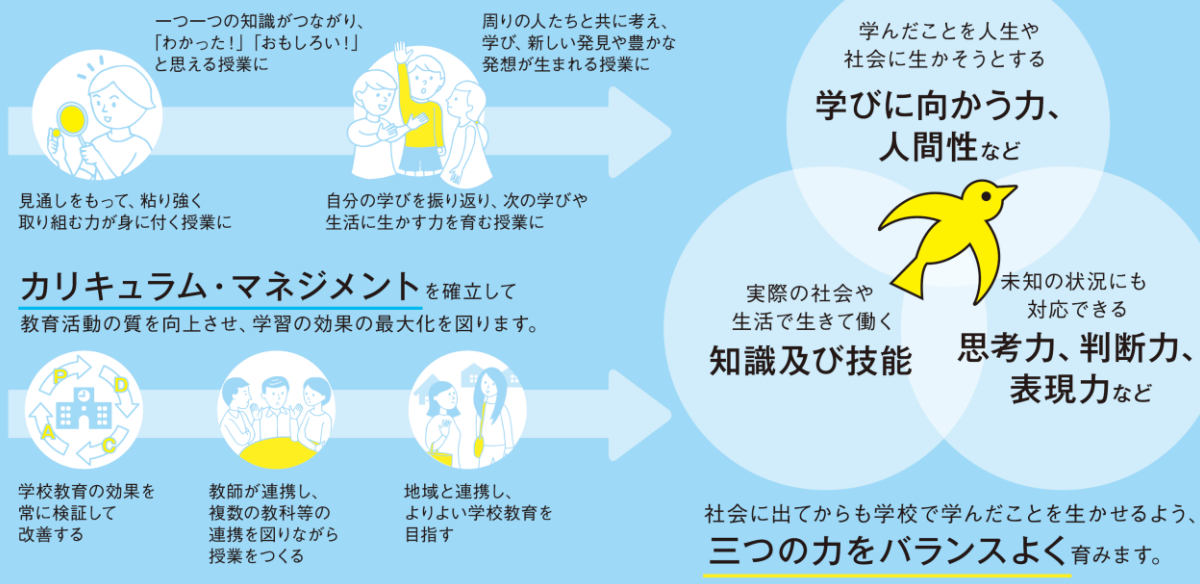
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1413516.htm

「生きる力」を育むために

子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から

「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。



新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。



<参考資料> 「新学習指導要領（校内研修シリーズ）」 NITS 独立行政法人教職員支援機構

<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/>

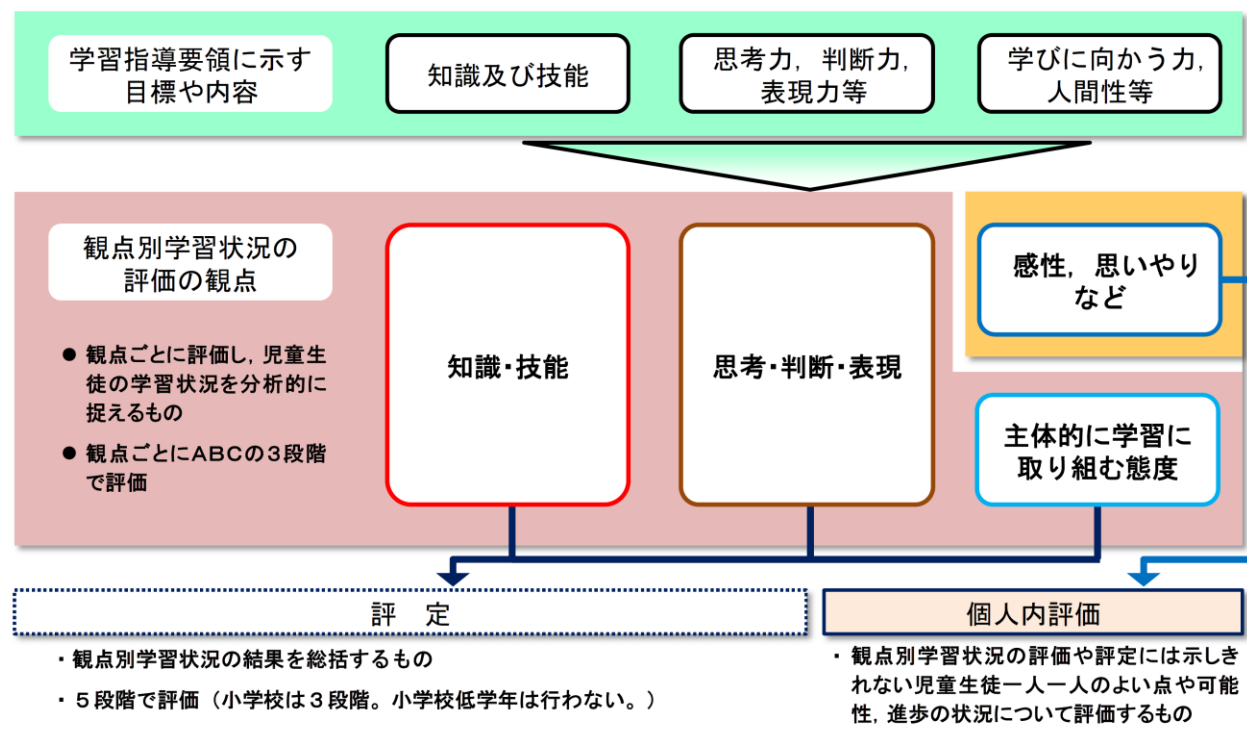
学習評価の充実関連資料

<参考資料> 「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」

文部科学省・国立教育政策研究所研究開発センター

<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

各教科における評価の基本構造

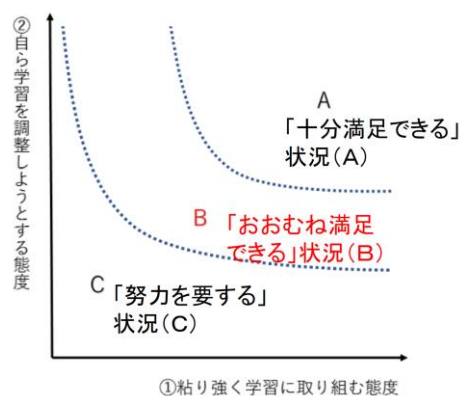


◇ 「知識・技能」では、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価します。

◇ 「思考・判断・表現」では、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

◇ 「主体的に学習に取り組む態度」では、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意志的な側面を評価します。

- 「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、観点別評価や評価にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があります。



<参考資料> 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）

国立教育政策研究所研究開発センター（R2.3 発行予定）

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

- 取組の方向性**
- ① 「いわての復興教育」の推進
 - ② 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進
 - ③ キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
 - ④ 岩手と世界をつなぐ人材の育成
 - ⑤ イノベーションを創出する人材の育成

「いわての復興教育」の定義

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（いきる・かかわる・そなえる）を育てること。

「いわての復興教育」は、東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育に生かし、未来を創造していくために、本県の教育の根幹に据え、力強く生きていく児童生徒の育成をねらいとした「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」です。

「いわての復興教育」の推進

1 「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進

- (1) 各学校は、「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、「自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造するひとづくり」を推進します。
- (2) 各学校は、3つの教育的価値に関わる活動等にバランスよく取り組み、本県が目指す「ひとづくり」を行います。



2 系統的・発展的な「いわての復興教育」の推進

- (1) 各学校は、教科・領域など通常の学習活動において、副読本や「いわての震災津波アーカイブ～希望～」、伝承施設、石碑等を効果的に活用します。
- (2) 各学校は、「震災の教訓を未来に語り継ぐ期間」（3月11日までの約1ヶ月）等において、これまでの「いわての復興教育」の学習を振り返るとともに、児童生徒が復興・発展への「思い」を共有する活動・取組を行います。また、震災の教訓を継承する活動・取組を充実させます。

3 家庭、地域、関係機関・団体等と連携した「いわての復興教育」の推進

各学校は、家庭、地域、関係機関・団体（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、企業、団体・機関等の幅広い地域住民等）と連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」を目指します。

4 地域の実情に合わせた防災教育の充実 ～学校安全のねらいを踏まえて～

- (1) 学校安全計画等に、懸念される災害等に対する「そなえる」取組を具体的に年間計画に位置付け、自分の生き方やあり方（いきる・かかわる）につなげる防災教育を充実させます。
- (2) 防災教育の推進にあたり、家庭、地域、関係機関・団体等と連携・協働し、自他の命を守り抜く力「いきる」と「共助」「かかわる」の精神を育成します。

※「いわての復興教育」

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/fukkou/index.html>

学校安全の確実な推進

※第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日閣議決定）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1383652.htm

※学校事故対応に関する指針（平成28年3月31日文科科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou.pdf>

1 学校安全のねらい

学校安全計画の実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整える。

2 目指すべき姿

- (1) 全ての児童生徒等が、**安全に関する資質・能力**を身に付ける。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、**死亡事故の発生件数については限りなくゼロとする**ことを目指すとともに、**負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にする**。

3 推進のための方策と重点

近年の自然災害の状況や交通事故や犯罪等の社会的な状況は年々変化しており、ミサイル等新たな危機事象も懸念されている現状を踏まえ、通学時の見守りや学校における組織的な**安全管理**と児童生徒等に対する**安全教育**、教職員の**研修**を推進する。また、学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという全ての教職員の強い**意識**が必要である。

- 学校安全計画に基づき、全ての教職員が事故等に遭遇した際に適切な行動が取れるような訓練や研修を推進し、危機管理マニュアルについて検証・改善を図る。
- 三領域（生活安全・災害安全・交通安全）全ての観点からの安全点検を行う。
- 多様な担い手による見守り活動の活性化し、地域ぐるみでの学校安全の取組を推進する。

キャリア教育の充実

※いわてが目指すキャリア教育〔指針・手引き・リーフレット〕

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/career/1006356.html>

1 いわてが目指すキャリア教育のねらい

児童生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、**社会人・職業人として自立**するための能力を学校教育活動全体で計画的・組織的に育む。

2 いわてのキャリア教育で育成すべき能力

【**総合生活力**】 児童生徒が将来の社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力（構成要素）「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」

【**人生設計力**】 児童生徒が主体的に人生計画を立て、進路を選択し、決定できる能力（構成要素）「社会を把握する能力」「勤労観・職業観」「将来設計力」

3 発達段階に応じた指導の重点

(1) 小学校

- 「総合生活力」に重点を置き、係活動や委員会活動などを通して、きまりを守ることや働くことの大切さを感じさせ、進んで働く態度を育てる。
- 他者との好ましい人間関係を築く中で、自分を知り、長所を伸ばそうとする意識をもたせ、体験的な学習を通して、「人生設計力」の基礎を築く。

(2) 中学校

- 「総合生活力」の充実から「人生設計力」の育成の比重が増していくことを念頭に、体験活動を通して現実の社会について理解させるとともに、勤労観・職業観の育成を図り、将来の目標に向かって努力することや学習することの大切さを理解させる。
- カウンセリングやガイダンスの機会を多く設け、生徒一人ひとりに応じた「人生設計力」を育成する。
- 全体計画等に沿って、地域や保護者等と連携し、職場体験を2日以上実施する。

4 「キャリア・パスポート」の活用

- 作成についての共通理解を図り、適切な活用や進級・進学時の引継ぎを確実にを行う。

2 確かな学力の育成

取組の 方向性

- ① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- ② 諸調査やICTの活用等による児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
- ③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

確かな学力育成プロジェクトの推進(P14～P15 参照)

1 重点目標

つまずきを生かした一人ひとりを伸ばす授業改善

- ・「いわての授業づくり3つの視点（改訂版）」を全教職員で共有する。
- ・児童生徒の具体的な発言や記述、行動、諸調査の結果等、客観的データを活用しつつ、つまずきの内容や要因等を明らかにする。
- ・児童生徒の主体的な問題発見・解決の機会を充実させながら、つまずきを生かした一人ひとりを伸ばす授業改善に取り組む。

2 具体的取組

ア 教科横断的な取組を行うためのカリキュラム・マネジメント

- ① 教科や学年を超えて教育内容等の関連性を確認し、児童生徒の実態に基づいた教育課程を編成する。
- ② 児童生徒の実態の具体的な分析に基づいて、「確かな学力育成プラン」の内容を焦点化し、検証改善のサイクル（CAPD サイクル）を随時見直しながら取り組む。
- ③ 学力向上の取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得る。

イ 授業改善に活用できる諸調査の分析

- ① 解答類型や児童生徒の実解答に着目し、一人ひとりのつまずきの要因を把握する。
- ② 日々の授業においては、諸調査の分析から想定されるつまずきを踏まえ、児童生徒の発言や記述等から個々の学習状況を把握しながら集団全体の理解を深める。
- ③ 正答数の分布状況や領域別の正答率、無解答率、児童生徒質問紙、「注視する5項目」等から目標を設定し、同一集団を経年で分析する。

ウ 家庭学習の内容の充実と習慣化

- ① 児童生徒の実態に基づいた家庭学習の内容や分量の吟味、取り組み方や児童生徒への評価、つまずきを克服するための事後の指導について、学校全体で共通理解を図る。
- ② 家庭学習の取組についての趣旨を保護者とも共有し、理解と協力を得ながら、自立的な学習を促す。

エ 日常的な互見授業も含めた授業研究の活性化

- ① 授業について、児童生徒の視点で、教科や学年を超えて率直に議論し、実践につなげる。
 - ・児童生徒に届くように発問や指示は吟味されているか
 - ・つまずきに対応したきめ細かな指導がなされているか
 - ・思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動が充実しているか

【資料1】 県学習定着度状況調査において「注視する5項目」について

県教育委員会では、「いわて県民計画（2019～2028）」第1期アクションプランに掲げる指標との関連に基づき、昨年度から「新たに注視する5項目」を掲げ、各学校の取組の充実を推進してきました。

昨年度と比較して、5項目中、中学校で4項目、小学校でも3項目において積極肯定の割合が増加しており、各校における学力向上の取組が組織的に推進されていることが分かります。

一方で、「調べたことや考えたことを分かりやすく文章に書く指導」「児童生徒が学習の成果・課題を実感できる振り返り」「つまずきに対応した授業改善」については、小・中学校ともに積極肯定の割合が低く、自信をもって回答できる実践が行われていないことが課題です。

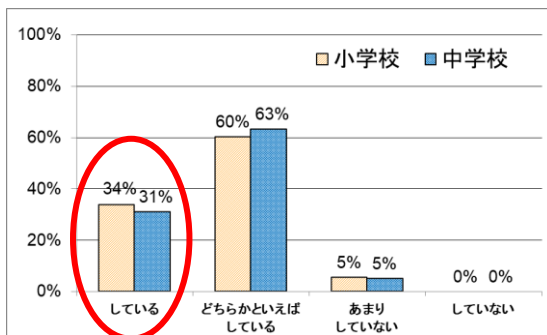
各学校においては、これまでの自校の取組についての成果と課題を明確に把握し、各校の児童生徒の実態を踏まえながら「確かな学力」を目指した授業改善の取組を確実に実践してほしいと考えています。

県学調学校質問紙において「注視する5項目」

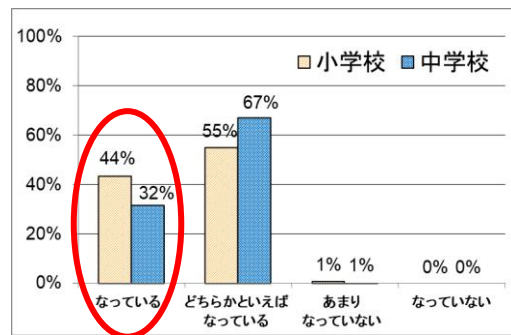
- ① 児童生徒が自分で調べたことや考えたことを、分かりやすく文章に書く指導をしていますか。
- ② (振り返る活動について) 児童生徒自身が、学習の成果(又は課題)を実感できる振り返りとなっていますか。
- ③ 児童生徒の間違いを認める雰囲気を作り、その中で授業を進めていますか。
- ④ 諸調査の自校の分析結果から見えた児童生徒のつまずきに対応した授業改善を行っていますか。
- ⑤ 授業内容の理解を促進する家庭学習の課題(宿題)を、計画的に出していますか。

「新たに注視する5項目」の令和元年度岩手県学習定着度状況調査 学校質問紙調査の結果

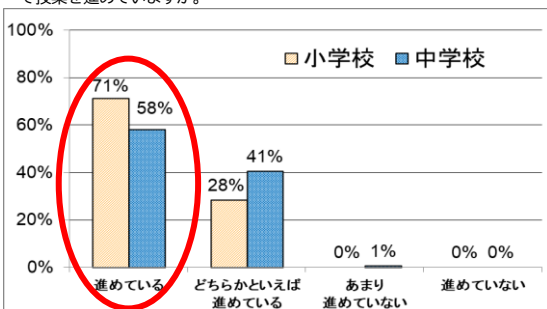
- ① 児童生徒が自分で調べたことや考えたことを、分かりやすく文章に書く指導をしていますか。



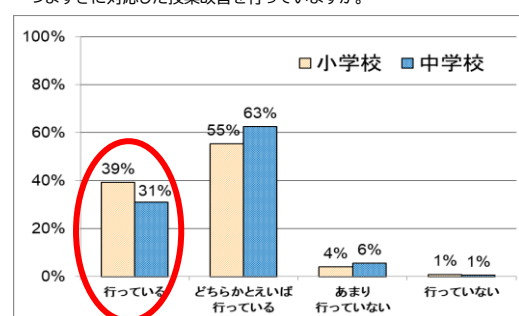
- ② (振り返る活動について) 児童生徒自身が、学習の成果(又は課題)を実感できる振り返りとなっていますか。



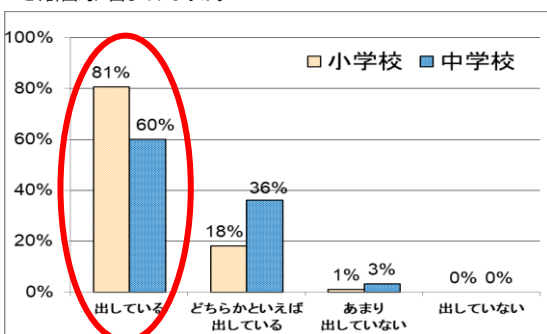
- ③ 児童生徒の間違いを認める雰囲気を作り、その中で授業を進めていますか。



- ④ 諸調査の自校の分析結果から見えた児童生徒のつまずきに対応した授業改善を行っていますか。



- ⑤ 授業内容の理解を促進する家庭学習の課題(宿題)を、計画的に出していますか。



※ すべての項目において、「している」「なっている」などの、各質問の1番の回答(「積極肯定」)の割合で注視していきます。

学校教育課学力向上担当
令和2年2月

1 「確かな学び、豊かな学びプロジェクト(H26～R1)」について

岩手県教育委員会では、これまで学力向上施策の一つとして「わかる授業」の推進に取り組んできた。平成25年度には、中学校数学について「わかる授業」の実現のための授業づくりの具体的な視点を示すなど、数学科の課題克服に努めてきた。平成26年度には、全県一斉の取組として「確かな学び、豊かな学びプロジェクト」をスタートさせ、全国学調のデータから抽出した「学力と相関関係が見られる授業の要素(下記※)」に基づき、「わかる授業」という視点で、確かな学力の育成に向けた各学校の組織的対応の取組を進めてきた。

※学力との相関関係が見られる授業の要素(「確かな学び、豊かな学びプロジェクト」リーフレット(平成26年11月))

<確かな学びの創造>

- ・見通しと振り返りの機会の設定
- ・明確な課題提示と学習プロセスの明示
- ・自分の考えを発表する機会の確保
- ・理由や根拠をもとに分かりやすい文章を書く場の設定
- ・調べたり、文章を書いたりする宿題の設定

<豊かな学びの創造>

- ・様々な考えを出し、思考を深める場の設定
- ・発言や活動の場の設定
- ・物事を関連付けながら、考えをまとめる場の設定
- ・資料を活用しながら発表する場の設定
- ・発展的な学習に取り組む場の設定

2 「いわての授業づくり3つの視点(H27～R1)」について

(1) 作成の経緯

プロジェクトの立ち上げ以降、特に数学科以外の教科では、「わかる授業」に向けた具体的な授業づくりや授業参観の視点が明確ではない状況が見られた。そこで、各教科に共通する授業の構成を示した「いわての授業づくり3つの視点」を作成し、全県的な取組の一層の推進を図ることとした。

(2) 成果と課題

これまでの成果・課題として、例えば、以下の点が挙げられる。

【成果】

- ・教科・学年関係なく全ての教員が共通の視点で授業づくりに取り組み、授業のあり方について協議する風土が形成されてきた。
- ・学習課題とまとめが板書に位置づいてきた。
- ・教師や児童生徒にとって、「見通し」と「振り返り」の意識化に役立っている。
- ・評価問題や学習内容の振り返りを記述・発表させたりする場面を授業に位置づけるなど、児童生徒の理解の状況を把握する授業が増えた。
- ・教師による一方的な説明中心の授業から、児童生徒主体の協働的な学習活動を中心とした授業への転換が図られてきている。
- ・これまで授業づくりに関する共通基盤がなかった高校の取組の参考になっている。
(例えば、職員室の出入り口に拡大版を掲示するなどして、全校共通の取組を推進している。)

【課題】

- ・授業の「構成」として浸透してきた一方で、それぞれの視点の意味・意義が共有されず、形骸化している懸念がある。(例：解決する必要感をもつことができない学習課題の設定、双方向のやり取りが不十分で思考が深まらないペア・グループ活動、振り返りの時間不足と内容の吟味)
- ・教師が見通しを必要以上に示すことで、かえって児童生徒が課題解決に向けて主体的に思考する機会を奪っている。
⇒ それぞれの視点の意味・意義を共通理解した上で授業改善を進めていく必要がある。
⇒ 教師の指導にとどまらず、児童生徒の学びの姿(何ができるようになったか、学ぶ意義について理解を深めているか)に着目して授業改善を進めていく必要がある。

3 「確かな学力育成プロジェクト（R2～）」について

令和2年度（小学校）から順次全面実施となる学習指導要領では、児童生徒の学力について、知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを引き続き重視した上で、「知識の理解の質を高め、確かな学力を育成すること」を基本的な考え方の一つとしている。

また、「生きる力」を育むために、学習する子どもの視点から、各教科等で育成を目指す資質・能力の要素が三つの柱として整理された。この三つの柱は、学校教育法に規定されている『学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」）』に共通するものであり、各教科等の文脈の中で身に付けていく力と、教科横断的に身に付けていく力とを相互に関連付けながら育成していくことが求められている。

以上のことを踏まえ、県教育委員会では、新たな時代を切り拓くために必要とされる「確かな学力」を育成していくために、これまでの「確かな学び」、「豊かな学び」を一体的に捉え、プロジェクト名を「確かな学力育成プロジェクト」と位置付け直し、全県での取組や学校の組織的な対応の強化をより一層推進していこうとするものである。

【概念図（リーフレット1ページ）について】

岩手の学校教育が目指すのは、知・徳・体を総合的に兼ね備えた社会を創造する能力を育てる「人間形成」であり、その実践の場として大切にしなければならないのが日々の「授業」である。

授業づくりの際には、児童生徒に3つの柱からなる資質・能力をバランスよく育成していくために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた不断の授業改善が求められている。

また、授業は、毎日の教育活動の中で、児童生徒と最も長い時間を共有する場であり、学校生活の基本となるものである。

このことから、生徒指導的側面においては、授業を「温かい人間関係と学習規律」を基盤とした営みにすることによって、どの児童生徒も存分に自己を発揮しながら、主体的、意欲的に学びに向かうことのできる集団を形成することにもつながっていくものである。

併せて、各学校が授業改善に向けて組織的・重点的に取り組むべき以下の4項目を示し、全県での取組をより一層推進し、岩手の子どもたちに確かな学力を育んでいこうとするものである。

- 「教科横断的な取組を行うためのカリキュラム・マネジメント」
- 「授業改善に活用できる諸調査の分析」
- 「家庭学習の内容の充実と習慣化」
- 「日常的な互見授業も含めた、授業研究の活性化」
 - ・児童生徒に届くよう発問や指示は吟味されているか
 - ・つまずきに対応したきめ細かな指導がなされているか
 - ・思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動が充実しているか



4 「いわての授業づくり3つの視点（改訂版）」について

「確かな学力育成プロジェクト」の中心である「授業改善」を進めるにあたり、よりよい授業を目指し、各発達段階、各教科に共通する授業づくりの基本として示したものが「いわての授業づくり3つの視点」である。

改訂にあたっては、引き続き、「学習の見通し」、「学習課題を解決するための学習活動」、「学習の振り返り」を視点としているが、「児童生徒の姿」や「授業づくりのポイント」については、育成すべき資質・能力や学習指導要領改訂の趣旨等を踏まえ、下記の点について留意しながら再整理している。

- ① 「1単位時間」の授業展開だけでなく、「『単元』、『章』などの学習のまとまりの視点でみる」ということ
- ② 教師からの視点による授業の形を定めるものではなく、児童生徒の学びの充実（何ができたか）を実現する視点を明確にして、「資質・能力でみる」ということ
- ③ 教科の枠を越えて「教科横断的にみる」ということ
- ④ 諸調査結果及び日常の授業の中で、「児童生徒のつまずきとその原因をみる」ということ

確かな学力育成プロジェクト

～つまずきを生かした一人ひとりを伸ばす授業～

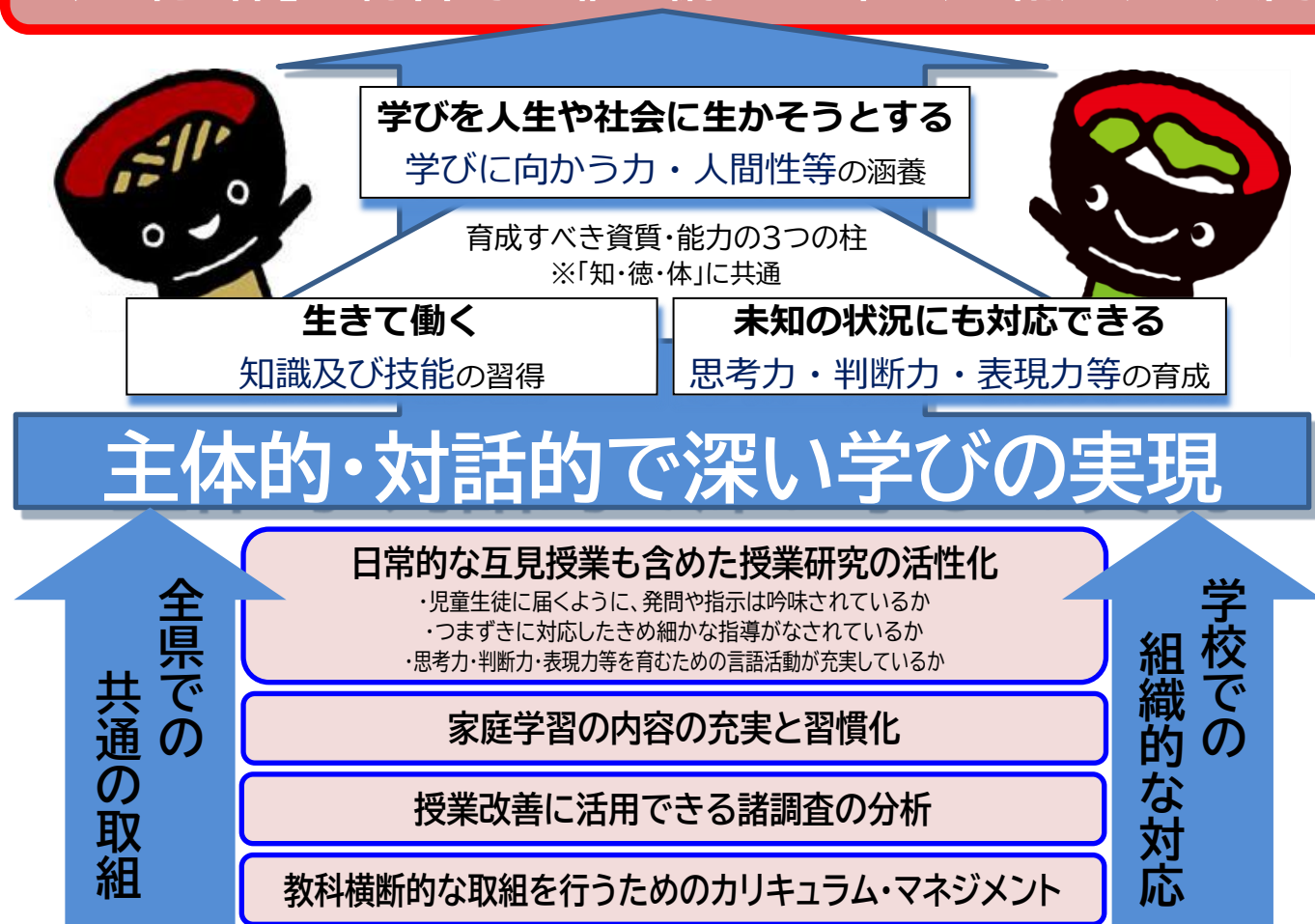
岩手県教育委員会
令和2年2月

新しい学習指導要領では、児童生徒の学力について、知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを引き続き重視した上で、「知識の理解の質を高め、確かな学力を育成すること」を基本的な考え方の一つとしている。また、「生きる力」を具体化し「育成を目指す資質・能力」が三つの柱で整理されたが、これは、学校教育法に規定された「学力の三要素」に共通するものである。

このため、県教育委員会では、これまでの「確かな学び、豊かな学び」を一体的に捉え、プロジェクトを「確かな学力育成」と位置付け直すとともに、「3つの視点」についても、児童生徒の資質・能力の育成を目指して再整理した。

本県が大切にしてきたこの視点は、児童生徒の資質・能力を育成するために必要な「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に不可欠な授業の要素であり、本県の学校教育が目指す「知・徳・体を総合的に兼ね備えた社会を創造する人間」を育てることにもつながるものである。

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、社会を創造する人間



「いわての授業づくり3つの視点」

視点1:見通し

視点2:課題解決

視点3:振り返り

温かい人間関係と学習規律を基盤とした学習集団
～生徒指導の三つの機能(自己存在感・共感的人間関係・自己決定)を生かした授業～

「いわての授業づくり3つの視点(改訂版)」

視点1 「学習の見通し」

■児童生徒の姿■

- 1 自らの気づきや考え、学習経験などを基に、友だちや先生との対話を通して、主体的に学習課題を見出し出している。
- 2 課題解決に向けて、既習事項(用いるもの)や、考え方(用い方)を確認し、解決方法や結果を予想している。

【授業づくりのポイント】

- ア 単位時間の授業や単元等の学習のまとめりに、育成を目指す資質・能力を児童生徒の姿で具体化する。(目標と評価規準の明確化)
- イ 児童生徒の気づきや考え、興味・関心から問いを引き出しながら、必然性のある学習課題を設定する。
- ウ 児童生徒が、課題解決の方法や過程についての見通しをもったり、振り返ることができるように構造的な板書(キーワードを示す等)を計画する。(視点1～3に共通)

視点2 「学習課題を解決するための学習活動」

■児童生徒の姿■

- 3 わからないところは自分で調べたり、友だちや先生に質問したりして、見通しをもって主体的に課題解決に取り組んでいる。
- 4 自分の考えを、友だちの考えと比べながら見直し、よりよい考えに修正しながら、理由や根拠がわかるように表現している。

【授業づくりのポイント】

- エ 児童生徒が各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、主体的に課題解決に取り組めるような学習活動を充実させる。
- オ つまづきを想定して学習活動、支援方法を計画し、児童生徒が粘り強く取り組めるようにする。
- カ 目的に応じて、ペア等のグループ活動を位置付け、児童生徒が対話的な学びを通して、自分の考え等を評価したり・改善(自己調整)したりすることができるようにする。

視点3 「学習の振り返り」

■児童生徒の姿■

- 5 単位時間の授業や単元等の学習のまとめりに、できるようになったことやできなかったことなど、課題解決の過程や成果を自分の言葉で表現している。
- 6 評価問題等を通じて身に付けたことを振り返り、課題解決の達成感や学習内容の有用感を感じながら、次時の学習や今後の生活に結びつけている。
- 7 自身の学ぶ態度(粘り強さ、自己調整力等)に変容を自覚している。

【授業づくりのポイント】

- キ 単位時間の授業や単元等の学習のまとめりに、学習内容や学習方法、課題解決の過程等、学んだことを自覚できるよう促す。
- ク 評価問題や、児童生徒の自己評価・相互評価等により、児童生徒が達成感や学習内容の有用感を得られるようにする。

※ ポイントの具体例等については、「いわての教職員研修ガイドブック」を参照のこと。

※ 授業づくりに当たっては、ICTの効果的な活用も有効である。参考:「岩手県版 電子黒板等 ICT 機器を活用した活用実践集改訂版」(総合教育センター H27・3)

2 確かな学力の育成

幼児期の教育との円滑な接続

※国立教育政策研究所ホームページ
「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～」
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_180322.pdf

幼児期の教育では、生涯における人格形成や義務教育及びその後の教育の基礎となる資質・能力が培われている。幼児期の教育で育まれてきた資質・能力を捉え、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能になるよう、各学校では児童や地域の実態に応じてスタートカリキュラムの時期を設定の上、編成し、幼児期との円滑な接続を図ることが重要である。

小学校教育では

生活科を中核とした合科的・関連的な指導

<生活科についてはP30参照>

- 幼児期の教育において育まれた資質・能力について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した具体的な姿の引継ぎ
- 小学校と同地区の幼児教育施設同士の互恵性のある交流や、合同の研究会や研修会の開催

- ・生活科を中核とした単元配列表に、各教科等の合科的な指導や関連的な指導を示し、指導計画を整備する。
- ・生活科を中心とした学習から徐々に教科等を中心とした学習へと組み立てる。
- ・指導計画の方向性は保ちつつも、発達や児童の実態に即し、生活への適応に留まらず、児童の思考の流れを意識した体験や活動を位置付ける等、弾力的かつ教科時数が保障されている週計画を作成する。

円滑な接続

幼児期の教育とは

遊びを通した総合的な指導



幼児期において育みたい資質・能力が育まれた、特に5歳児の後半に見られる具体的な姿として示しているものであり、指導の際に考慮するものである。これらの姿は、相互に関連し合い、一体的に育まれていくことから、到達すべき目標ではないことや、個別に取り出して指導するものではないことに留意する。

家庭・地域との連続性のある生活

- 1 幼児期にふさわしい生活
 - 幼児期の教育における見方・考え方を生かした直接体験や人との関わり等が保障され、主体性を発揮できる生活の実現
- 2 特別支援教育
 - 個の育ちとともに集団の中におけるその子の育ちの注視
 - 関係機関との連携
 - 保護者と連携した個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成とそれに基づいた計画的・組織的な指導
- 3 子育ての支援
 - 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割
 - 保護者の親としての成長への支援

環境を通して行う教育

- 1 発達や学びの連続性の確保
 - 遊びを通して5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）に示すねらいを総合的に達成するための、カリキュラム・マネジメントによる各幼稚園等の教育課程や指導計画の不断の見直し
- 2 評価の工夫と指導の改善
 - 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた妥当性や信頼性の高い評価の工夫と指導の改善
- 3 体験の多様性と関連性
 - 幼児期において育みたい資質・能力を一体的に育むための体験の質を高める工夫

知識及び技能の基礎
思考力、判断力、表現力等の基礎
学びに向かう力、人間性等
幼児期において育みたい資質・能力

3 豊かな心の育成

取組の方向性

- ① 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
- ② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
- ③ 学校における文化芸術教育の推進

道徳教育の充実

学校の教育活動全体で取り組むという観点から、校長の方針の下、学校の重点や方向性について共通理解し、道徳教育推進教師を中心とした組織的で一貫した推進体制により、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育の充実を図る。

- 将来に対する夢や希望、自己の人生や未来を開いていく力を育む源として、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うようにする。
- 学校の重点に基づく道徳教育全体計画を踏まえ、道徳科を要とした学校全体における道徳教育の充実・深化に向け、東日本大震災津波からの復興への歩みや関連体験を通して、かけがえのない生命や自らの存在の大切さなど、人間としての生き方についての自覚を深めるようにする。
- 先人の残した優れた業績とそれを生み出した精神に学び、郷土の伝統と文化を大切にするとともに、受け継がれてきた精神性や考え方を尊重する態度を育てる。
- 道徳性を育む観点から、いじめの防止や安全確保等にも資するよう留意し、学校教育全体で行う道徳教育を通して、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようになる。

人権教育の推進

※文部科学省ホームページ「人権教育に関する特色ある実践事例」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm

いじめ・暴力・虐待等の課題を踏まえ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度と行動力を育成する。

1 人権が尊重される学校・学級づくり

- 児童生徒一人ひとりを大切にした学級
- いじめ、暴力を許さない毅然とした指導
- 今日的な課題に対応した取組
- 子どもの権利条約の理解と尊重
- 人権作文・ポスター等への積極的な取組
- 各種通信による人権教育の情報発信

※インターネット、外国人、性同一性障害や性的指向・性自認等

2 人権が尊重される授業づくり

- 相手を大切にしたい聞き方、話し方の指導
- 各教科等における人権に関する指導内容の充実
- 自他の権利や生命を尊重する感性・実践力を育てる道徳教育の充実
- 一人ひとりが活躍する場の設定
- 主体性を重視した交流・体験活動の実施

体験活動の充実

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性など豊かな人間性を育むようにする。

- 豊かな自然や多様な農林漁業、価値ある伝統文化に恵まれた本県の特色を生かし、自然体験や勤労体験、幅広い世代とのふれあいなど豊かな体験を展開するよう工夫する。
- 「集団宿泊活動」「職場体験活動」については、その教育効果が表れるような日数や時数を確保し、集団生活の在り方や人間としての生き方などについて、望ましい体験を積むことができるようにする。
- 「ボランティア活動」については、地域での社会貢献活動などを通して、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるようにする。
- 文化芸術の価値や良さの理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させる。

4 健やかな体の育成

取組の
方向性

- ① 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実
- ② 適切な部活動体制の推進
- ③ 健康教育の充実

運動習慣・食習慣・生活習慣形成の一体的な取組推進

体力の向上や健康の保持増進を図ることは、活力ある生活を送る上で重要な要素であり、学力の向上や情緒の安定にも影響を与えるものである。

体力向上と肥満予防・改善に向けては、運動習慣、食習慣及び生活習慣の形成を一体的に捉え、組織全体で取組を推進すること。

健やかな体
(課題「体力向上」「肥満予防・改善」)

取組1 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実

- ① 「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の推進
体育・保健体育授業の改善、休み時間における運動遊びの奨励等の取組及び家庭・地域との連携による取組を推進する。
- ② 調査結果の効果的な活用
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における実技や質問紙の調査結果を分析し、取組の改善を行う。
- ③ 運動やスポーツの多様な楽しみ方や価値の共有
オリパラ教育などにより、運動やスポーツへの興味・関心を高める取組を推進する。

取組2 適切な部活動体制の推進

- ① 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」(改訂版)の理解浸透
基準を踏まえた部活動休養日や活動時間の徹底など、部活動の方針等について教職員、保護者及び外部指導者等が共通理解を図る機会を設定する。
- ② 自主的・自発的な活動の推進
学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動を推進する。

取組3 健康教育の充実

- ① 児童生徒の肥満予防・改善の取組の推進
教育活動全体を通じた取組や、望ましい食習慣(カミカミ運動)、生活習慣及び運動習慣(元気・体力アップ60運動)の啓発など、学校と家庭・地域が連携した取組を推進する。[参考:岩手型肥満解消ぺっこアプローチハンドブック]
- ② 食育の推進
食に関する指導の充実に向けて、食育推進研修会の実施などにより、栄養教諭等を中核とした組織的・計画的・継続的な取組を推進する。
- ③ 現代的な健康課題への対応
第五次薬物乱用防止5か年戦略の目標の一つである「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用防止」の達成に向け、小学校における喫煙・飲酒を含めた薬物乱用防止教室の開催を推進する。
また、保健の授業によるがん教育の充実を図ること等により、生涯を通じて健康的な生活を送るための力を育成する取組を推進する。

5 特別支援教育の推進

取組の 方向性

- ① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ② 特別支援教育の多様なニーズへの対応
- ③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進
- ④ 教職員の専門性の向上

「いわて特別支援教育推進プラン(2019~2023)」による、「共に学び、共に育つ教育」の推進

つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

早期からの継続した教育支援体制の整備

- 就学に関する保護者への事前の情報提供と就学支援、就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整を行う。
- 学校と保護者等とが、児童生徒の教育的ニーズや目標、指導・支援方法等について「個別の指導計画」を活用しながら確認し、取組後の評価を進級・進学先に引き継ぐ。

※ 総合教育センターが開発した「引継ぎシート」の活用に向けて、作成・運用についての理解を深める。

※ 「個別の教育支援計画」に含まれる内容を「個別の指導計画」に取り入れたり、それらの内容が記載されている用紙を「個別の指導計画」と一緒にファイリングしたりしている場合についても、「個別の教育支援計画」としてみなす。

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

特別支援学校による地域支援

- 適時性・継続性等の視点による段階的な支援（小中学校等内での一次支援、近隣校や関係教育委員会、特別支援教育中核コーディネーター等による二次支援、特別支援学校の継続型訪問支援等を活用した三次支援）を行う。
- 特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等を活用し、各校における指導・支援の充実や特別支援教育コーディネーターの専門性向上につなげる。

地域の特別支援学級等の充実

- 中学校区単位や地域の中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等を実施する。

各校種の特別支援教育の推進

- 総合教育センターの研究成果物等を活用し、児童生徒を中心に据えた学級経営、授業づくりを行う。

教職員等の専門性の向上

- 国立特別支援教育総合研究所、総合教育センター、特別支援学校等の研修を活用し、特別支援教育に関する専門性向上につなげる。

交流及び共同学習の充実

- 「心のバリアフリーノート」を活用しながら、「交流籍」を活用した交流及び共同学習、小中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習、スポーツ活動や文化芸術活動を通じた交流及び共同学習（作品の交換等による間接的な活動を含む）等により、すべての学校で交流及び共同学習を実施する。

支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の充実

- 特別支援学級、通級指導教室の整備や適切な教育課程の編成を行う。

共生社会の形成に向けた県民の理解

- 県民向け公開講座（盛岡地区、宮古地区、北上地区の3会場開催）や、特別支援教育サポーター養成講座（盛岡聴覚支援学校、花巻清風支援学校、釜石祥雲支援学校の3会場開催）、スポーツ・文化芸術に関する各種事業について、地域の方へのさらなる周知を行い、積極的な参加につなげる。

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

取組の方向性

- ① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
- ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ③ 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

いじめ問題への対応

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校いじめ防止基本方針に基づきいじめ防止対策や、組織的な指導体制の充実により、いじめ事案への適切な対応を図る。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組を徹底するため、教職員の共通理解を図る。
- いじめ防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な活動を推進する。
- 教職員の資質向上を図るため、「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」（岩手県教育委員会）、いじめ対策に係る事例集（文部科学省）等を活用した研修を実施する。

不登校対策

不登校の未然防止、初期対応・適切な対応を推進するため、教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の提供等により、児童生徒に寄り添った不登校対策の推進を図る。

- 児童生徒の個々の状況に応じた必要な支援を行う。
- 児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指した取組を行う。
- 教育相談担当者（コーディネーター）の役割を明確にし、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用するなど、教育相談体制の充実に努める。

情報モラルに関する指導

児童生徒が情報化社会において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動により、児童生徒が適切な情報活用に関する能力や規範意識を身に付ける取組を推進する。

- 情報化社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、教員研修を実施する等、情報モラルに関する指導の充実を図る。
- 児童生徒を被害や有害情報から守るため、インターネット利用ルールに関する普及啓発活動を保護者や地域、関係団体等と連携して取り組む。

幼児児童生徒の心のサポートの充実

※いわて子どものこころのサポート

http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html

1 教員研修

- 臨床心理士等を派遣して、学校・地域の実態やニーズに対応した教員研修を実施する。

2 人的支援等

- スクールカウンセラー、巡回型カウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーの配置を継続する。

3 心とからだの健康観察

- 8～9月に全県で「心とからだの健康観察」を実施するとともに、その結果を詳細に分析し、経年による変化を踏まえた中長期にわたる支援を進める。

生徒指導の機能を生かした教科指導

児童生徒にとって、学校生活の中心は授業です。児童生徒一人ひとりが楽しくわかる授業を実感できるようにすることは教員に課せられた重要な責務です。

生徒指導は教科指導を充実したものとして成立させるために重要な意義をもっています。教科において生徒指導を充実させることは、生徒指導上の問題を解決するにとどまらず、児童生徒一人ひとりの学力向上にもつながります。

生徒指導の意義

一人ひとりの児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成

生徒指導の課題

○ 生徒指導の基盤となる児童生徒理解

- ・ 学級担任等による日頃の人間的な触れ合いに基づくきめ細かい面接や観察、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問などによるものを含む広い視野からの児童生徒理解
- ・ 日ごろから一人ひとりの言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢

○ 望ましい人間関係づくりと集団指導・個別指導

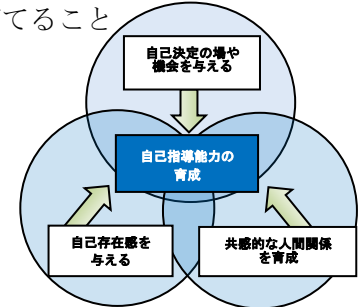
- ・ 自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようとする集団の形成
- ・ 互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする人間関係づくり
- ・ 個や集団の状態に応じた指導

○ 学校全体で進める生徒指導

- ・ 全教職員の共通理解と、学校としての協力体制・指導体制
- ・ 家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力による、児童生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進

自己指導能力の育成に向けた生徒指導の3つの機能

- ① 児童生徒に**自己存在感**を与えること
- ② 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の**共感的な人間関係**を育てること
- ③ **自己決定**の場や機会をより多く用意し、児童生徒が自己実現の喜びを味わうことができるようにすること



教科における生徒指導

充実のための観点

○ 授業の場で児童生徒に居場所をつくる

- ・ 授業の中で、児童生徒一人ひとりのよさや得意分野を積極的に生かすように努めること

○ わかる授業を行い、主体的な学習態度を養う

- ・ 個に応じた指導、発問や指示の構成などの指導方法やティーム・ティーチングなどの指導体制を継続的に工夫・改善すること
- ・ 児童生徒が学習に対して自ら目標や課題をもち、自ら考え、判断し、行動しながら主体的に問題解決していくことができる能力や態度を育成すること

○ 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる

- ・ 一人で学ぶ場だけでなく、学び合う場を設定すること
- ・ 自分と違った友だちの考えを認めたり、学習につまずいている友だちを支えたりすることにより、児童生徒一人ひとりが互いの違いを認め合い、支え合い、学び合う人間関係を醸成すること

○ 言語活動を充実させ、言語力を育てる

- ・ 聞く、話す、読む、書くといった言語活動を充実させ、人権尊重の視点に沿って豊かな言語環境を整えること

○ 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる

- ・ 学習内容を実生活や実社会と結び付けて指導すること
- ・ 家庭学習の習慣化に結び付く課題を提示すること

※生徒指導提要（文部科学省） http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm

※生徒指導リーフ leaf. 1「生徒指導って何？」（国立教育政策研究所） <http://www.nier.go.jp/shido/leaf>

7 学びの基盤づくり

取組の
方向性

- ① 目標達成型の学校経営の推進
- ② 魅力ある学校づくりの推進
- ③ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

家庭・地域との協働による学校経営

1 明確な達成目標を掲げ、家庭・地域と協働する開放的で個性的な学校づくり (目標達成型の学校経営の取組の継続とコミュニティ・スクールの推進)

- (1) 検証可能な目標達成型の学校経営の推進
- (2) 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進



「まなびフェスト」を活用した「学校評価」の取組



○ 目標達成型の学校経営の取組の推進には、「学校評価」を学校経営計画の改善に生かすことが必要。

- ・【自己評価】 各学校の教職員が行う評価
- ・【学校関係者評価】 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

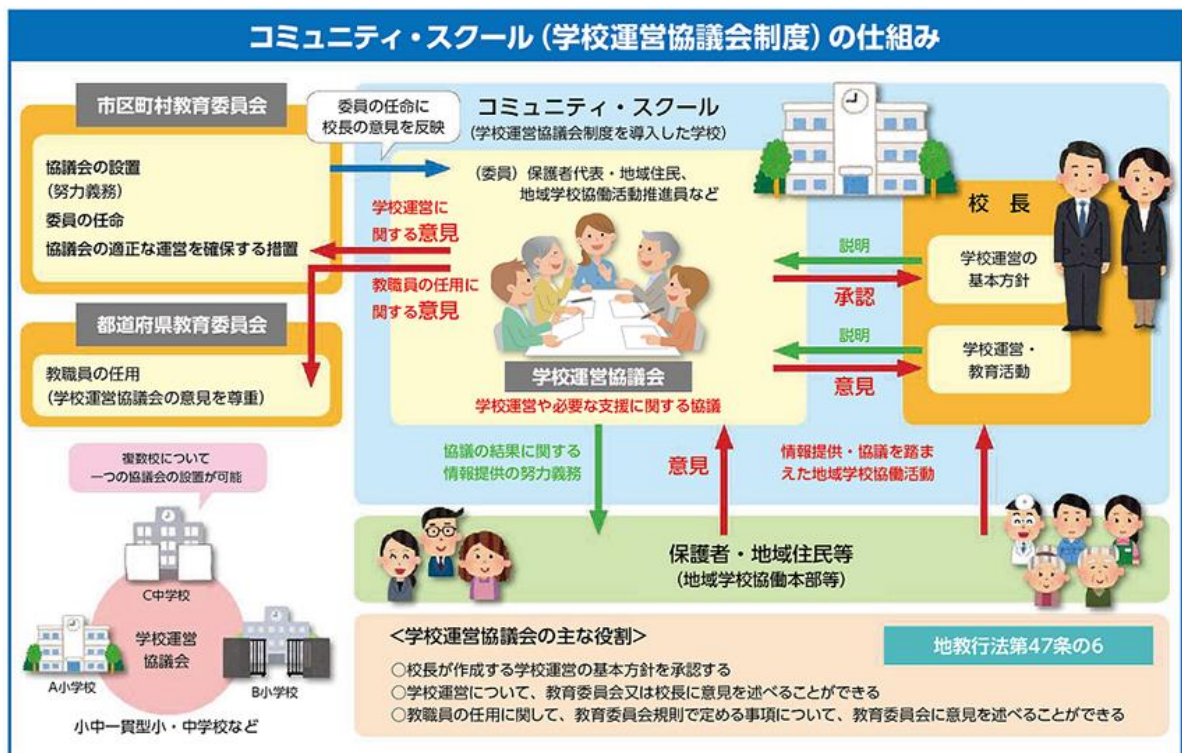
※ 児童生徒や保護者等を対象とするアンケート等は、学校が自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものであり、学校関係者評価とは異なること。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」に基づく体制） ※令和2年度から「第47条の5」保護者をはじめ、多様な地域の団体や機関の代表から構成される「学校運営協議会」を設置する学校をコミュニティ・スクール（CS）と呼び、学校と保護者、地域住民等がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、地域と一体となって特色ある「地域とともにある学校づくり」を進める体制である。

本県においては、既存の「学校評議員制度」や「いわて型CS」の発展的な体制や取組と位置付け、地域や学校の実状に応じた連携・協働の取組が始まっている。

また、「学校運営協議会」を核として、地域住民や保護者が学校への支援等（地域学校協働活動）にかかわることにより、地域において地域の将来を担う人材育成や、地域住民同士のつながりが深まることなど、「学校を核とした地域づくり」の活性化が図られることも期待されている。



※コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/

2 学校内における人材育成

- (1) 校内における人材育成を推進し、全教職員の指導力向上 → 「教員等育成指標」を参照
(2) 授業力向上へ向けたOJT等の活用 (P. 24～25)

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」について

視点（縦軸）について【教諭】

- 1 教員としての素養
- 2 学習指導力
- 3 生徒指導力
- 4 マネジメント力
- 5 復興教育の視点
- 6 キャリア教育の視点
- 7 特別支援教育の視点

キャリア・ライフステージ（横軸）について【教諭】

- ・ 採用時（～22歳）
- ・ 基礎力の形成期（5年間 23歳～27歳）
- ・ 実践力の向上期（5年間 28歳～32歳）
- ・ 実践力の充実期（5年間 33歳～37歳）
- ・ 実践力の発展期（10年間 38歳～47歳）
- ・ 総合力の発揮期（13年間 48歳～ ）
- (・ 校長)

3 「社会に開かれた教育課程」の実現

(1) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

- ・ 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。 【教育活動の改善】
- ・ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。 【教育内容の質の向上】
- ・ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めながら効果的に組み合わせ活用すること。 【資源の効果的な活用】

(2) 全ての教職員で創り上げる各学校の特色

- ・ 全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要があること。
- ・ 地域とともにある学校として何を大事にしていくべきかという視点を定め、学校教育目標や育成を目指す資質・能力、学校のグランドデザイン等として学校の特色を示し、教職員や家庭・地域の意識や取組の方向性を共有していくことが重要であること。

(3) 資質・能力の育成を目指した教育課程編成と教科等間のつながり

- ・ 児童生徒や学校、地域の実態に応じてどのような資質・能力の育成を図っていくのか明らかにする。

教科等横断的な視点に立った資質・能力について

(1) 学習の基盤となる資質・能力

- ア 言語能力
- イ 情報活用能力
- ウ 問題発見・解決能力

(2) 現代的な諸課題に対応し求められる資質・能力

- ・ 健康・安全・食に関する力
- ・ 主権者として求められる力
- ・ 新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・ グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・ 地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・ 自然環境や資源の有限性の中でよりよい社会をつくる力
- ・ 豊かなスポーツライフを実現する力

(学習指導要領解説総則編参照)

【資料4】 教員等育成指標(教諭)

校長及び教員としての

キャリア・ライフステージ 年齢 (目安) 教職経験年数 (目安)	採用時 (~22歳)	基礎力の形成期 (23歳~27歳) 1~5年			実践力の向上期 (28歳~32歳) 6~10年
		学級担任、副担任等			
目指す教員像	学習指導、児童生徒理解、生徒指導、学級経営など、教育活動に関する基礎的な知識・技能を身に付けている。	初任校における学校運営の経験を通じて、教育活動に関する基礎的な職務遂行能力を身に付けている。			複数の学校勤務の経験を通じて、教諭としての基盤を確立し、自らの実践を常に振り返りながら、職務遂行能力を向上させている。
岩手の基本研修 (キャリア・ライフステージに応じた基本研修)		初任者研修	2年目研修	3年目研修	教職経験者 5年研修 (6年目)
1 教員としての素養	使命感、責任感、倫理観	・教員としての使命や責任を自覚し、教育への情熱と誇りや高い倫理観を持っている。			
	教育的愛情	・児童生徒に対する愛情を持ち、一人ひとりの児童生徒と真剣に向き合っている。			
	豊かな人間性	・豊かな人間性を持ち、社会人としての常識や幅広い教養を身に付けている。			
	コミュニケーション力	・様々な背景・価値観を持つ人々と対話を通して情報共有し、相互に考えを伝え深め合いながら、合意形成を図り、			
	自ら学び続ける意欲・探究心	・自律的に学び探求する姿勢を持ち、教育の情報化を含む時代や社会の変化、キャリア・ライフステージに応じて求			
	課題に立ち向かう力	・心身共に健康で様々な状況でも感情をコントロールしながら、忍耐力とチャレンジ精神を持って様々な課題に取り組む			
2 学習指導力	学習指導に関する基礎・基本を理解している。	・学習指導要領と学校教育目標を踏まえた教育課程を実施し、教育活動全			いわたの授業づくり3つの視点に基づいた授業を実践し、児童生徒のつま
	教育課程の編成・実施	・学習指導要領、教育課程に関する基礎・基本を理解している。	・学校教育目標、教育課程、指導計画の内容を理解して教育活動を展開している。	・学校教育目標と教育課程及び指導計画の関係を理解して教育活動を展開している。	
	教科教育等の専門性	・教科・領域に関する知識・技能を身につけ、教科等の指導に関する基礎・基本を理解している。	・教科等の目標や教科の特質に応じた見方・考え方を踏まえ、指導の見通しを持って教材研究を実践している。	・キャリア教育や道徳教育の視点を持って、教科等の目標や見方・考え方を捉え、教材研究を実践している。	
	確かな学力を育む授業	・指導方法、指導技術、評価方法など、授業に関する基礎・基本を理解している。	・いわたの授業づくり3つの視点を踏まえた授業を展開するとともに、授業の評価を実践している。	・児童生徒一人ひとりの学習状況を把握しながら授業を展開するとともに、授業評価に基づき授業の工夫・改善をしている。	
3 生徒指導力	生徒指導の重要性と、自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を理解している。	・常にカウンセリングマインドを持ち、日常の児童生徒との人間的な触れ合い			
	児童生徒の集団指導	・学校教育目標を踏まえて、学級・部活動など担当する児童生徒の集団指導の方針を立てながら、個に応じた指導を実践している。			・学級・学年・部活動など様々な児童生徒の集団指導の方針を同僚と共有しながら、指導スキルを向上させている。
	学校不適応・問題行動等への対応	・児童生徒の学校不適応や問題行動等に関する基礎・基本を理解している。			・経験や研修等を通して不適応・問題行動等発生時の対応スキルを身に付け、組織的に児童生徒の成長を支援している。
	教育相談	・児童生徒の成長や発達、カウンセリングや教育相談に関する基礎・基本を理解している。			・実践や研修等を通してカウンセリング技法を身に付けるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭と積極的な情報共有に努めている。
4 マネジメント力	学校が組織として教育活動に取り組むこと及び関係者との連携・協働の重要性について理解している。	・同僚・関係者と積極的に連携・協働し、それぞれの強みを発揮しながら、学			
	学校組織としての連携・協働	・校内における自己の役割を理解し、必要に応じて同僚の助言を受けながら業務を推進している。			・分掌内の動きを見通し、同僚と協働して業務を推進しながら、分掌運営に必要なスキルを向上させている。
	危機管理	・学校安全、学校保健、食育に関する基本的な知識を持ち、学校事故等に対する危機管理の重要性を認識している。			・危機を予測した未然防止や危機を察知した際の迅速な対応を意識して行動している。
	関係者等との連携・協働	・学校が、家庭や地域、関係機関と連携・協働することの重要性を理解している。			・保護者や地域など、関係者と良好な関係を築き、教育活動に生かしている。
5 復興教育の視点	「いわての復興教育」が本県の教育の柱の一つであることを理解している。	・東日本大震災津波の教訓を継承し、			本県の地域・未来を担う人材を育成す
		・復興教育の理念や3つの教育的価値などを理解し、具体的な教育活動を実践している。			・学校や地域の実情・課題に応じて、から教育活動を展開している。
6 キャリア教育の視点	キャリア教育の考え方や重要性を理解している。 ・社会や経済の状況に関心を持っている。	「いわてのキャリア教育指針」を理解し、児童生徒に総合生活力と人生設計			
		・本県のキャリア教育の考え方や学校の実情などを理解し、小・中・高や社会との接続を意識しながら教育活動を実践している。			・家庭、地域、企業、関係機関との展開している。 ・児童生徒の多様な進路選択に的確に応じたライフデザイン能力の育成を
7 特別支援教育の視点	共生社会の実現に向けた特別支援教育の理念や指導方法について理解している。	「いわて特別支援教育推進プラン」を理解し、障がいに関する知識や配慮			
		・児童生徒一人ひとりの特性や学習状況の理解に努め、指導内容や指導方法を工夫している。			・個別の指導計画に基づいた指導を行い、客観的な視点による評価を行いながら指導を改善している。

資質の向上に関する指標

実践力の充実期 (33歳～37歳) 11～15年	実践力の発展期 (38歳～47歳) 16～25年	総合力の発揮期 (48歳～) 26年～
主任職(学年、校務分掌)		
学校運営の中堅として、学校全体を見渡す視野を持ち、若手教員の模範となりながら職務遂行能力を更に高めている。	中堅としての役割と責任を自覚し、同僚教員の資質向上を支援しながら、校内外に広く目を向け、関係者と連携して学校運営を牽引している。	教諭としてのこれまでの実践を基に、総合力を発揮しながら円滑な学校運営に貢献している。
中堅教諭等資質向上 研修 授業力向上 研修(30代)	授業力向上 研修(40代)	授業力向上 研修(50代)
課題を解決している。		
められる資質を生涯にわたって高めている。		
んでいる。		
体を通して児童生徒の資質・能力を育成している。		
ずきなどに応じて授業を工夫・改善しながら、主体的・対話的で深い学びを実現している。		
・学校内外の関係者と協働して地域の教育資源を活用しながら教育活動を展開している。	・教育課程や指導計画に対する評価・改善の視点を持って教育活動を牽引している。	・教育課程や指導計画に対する評価に基づき、具体的な改善・充実に貢献している。
・教科横断的な視点や小・中・高の接続の視点を持って、教科等の目標や見方・考え方を捉え、教材研究や教材開発を実践している。	・自らの教科等の専門性を高めるとともに、学校の教科等の指導力の向上を牽引している。	・教科等の今日的な動向を把握し、同僚教員に助言するなど、学校の教科等の指導力の向上に貢献している。
・児童生徒一人ひとりの学習状況に応じて授業を柔軟に展開し、若手教員には指導と評価の一体化の模範を示している。	・積極的に研究授業の授業者を務めるなど、授業力の向上に貢献し、組織的な指導と評価の一体化を牽引している。	・同僚教員の授業力向上を支援しながら、組織としての授業の工夫・改善と指導と評価の一体化に貢献している。
や問題行動への毅然とした態度などを通じて信頼関係を築き、児童生徒理解を深めている。		
え、健全な成長を促し、児童生徒に自ら自己実現を図るための自己指導能力を育成している。		
・養護教諭など様々な立場の同僚と連携して、集団全体の動きと児童生徒個々の状況を把握しながら児童生徒の集団指導を実践している。	・同僚の児童生徒の集団指導力向上を支援しながら、主体性を持った集団を育てている。	・児童生徒の集団指導のスキルを同僚に対して積極的に開示し、学校の集団指導力の向上に貢献している。
・校内での情報共有に努め、若手教員のスキル向上を支援しながら、不適応・問題行動等への学校の対応力向上に取り組んでいる。	・関係機関との連携や家庭への支援等を図り、不適応・問題行動等の解決のための指導計画策定や実際の指導に率先して取り組んでいる。	・学校全体の動きに気を配り、同僚の課題解決を支援するなど不適応・問題行動等の解決に向けた環境整備に貢献している。
・実践を通してカウンセリングマインドを身に付け、教育活動や保護者面談等に教育相談の配慮を生かしている。	・スクールカウンセラーや養護教諭など同僚と指導方針を共有し、教育相談を分担するなど組織的な教育相談を牽引している。	・保護者等からの相談等に対して受容的に対処し、適切に助言するスキルを持ち、同僚の育成に努めている。
校内外の教育資源(人・もの・資金・情報・時間等)を効果的に活用して、学校経営計画のもと、評価・改善の視点を		
・幅広い分掌の経験に基づいて学校全体の動きを見通し、建設的な提言をしながら業務を推進している。	・同僚の業務を支援するとともに、学校内外の動きを考慮しながら各種業務を推進している。	・学校全体の状況を踏まえ、管理職に改善方策などを具申し、調整を図りながら業務を推進している。
・児童生徒集団に目を配り、危機を察知した際は、率先して迅速な行動をとっている。	・危機対応に際しては、関係機関と適切に連携をとり主体的に行動している。	・保護者、地域、関係機関からの要請や苦情に対して、円滑・迅速に対応している。
・関係者との良好な関係を生かして、積極的に情報収集している。	・関係者と連携した教育活動の際、積極的に調整役を担っている。	・関係者との信頼関係を築き、地域の教育資源を教育活動に繋げている。
など、「いわての復興教育」を推進している。		
地域や関係機関と積極的に関わりな	・地域や関係機関との連絡・調整を行い、学校内外の関係者と協働しながら教育活動を牽引している。	・指導計画の立案、校内体制の構築など、教育活動全体を通じて復興教育の具体的な推進に貢献している。
力を育成するなど、教育活動全体を通じてキャリア教育を推進している。		
係を積極的に築きながら教育活動を	・家庭、地域、企業、関係機関との連絡・調整を行い、校内外の関係者と協働しながら取組を牽引している。	・学校のキャリア教育全体計画の立案、校内体制の構築など、社会の変化に応じたキャリア教育の具体的な推進に貢献している。
に対応するとともに、児童生徒の実態	・関係者との信頼関係を築き、「共に学び、共に育つ教育」を推進している。	
等についての理解を深め、個に応じた指導を通じて、「共に学び、共に育つ教育」を推進している。	・学校が組織的に行う校内支援体制の整備を牽引している。	・校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上など、児童生徒のニーズに応える教育に貢献している。
・校内支援体制の充実の必要性を理解し、教職員間の共通理解や関係機関との連携・協働を進めている。	・学校が組織的に行う校内支援体制の整備を牽引している。	・校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上など、児童生徒のニーズに応える教育に貢献している。

総合力の発揮期(校長)
校長
教職員の能力を把握して必要な支援を行い、関係者との連携・協働を図りながら、学校を組織体として機能させ、学校教育目標を達成している。
新任校長 研修
<ul style="list-style-type: none"> ●教諭として高めてきた素養・資質 ●教育者としての高い見識 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係機関の期待を受け止め職務の重要性を自覚している。 ・教職員はじめ児童生徒・保護者・関係者に説明できる教育哲学・理念がある。 ・豊かな経験に基づいた確かな判断力、決断力、リーダーシップを有している。 ・国・県・市町村の教育施策等について情報収集し教職員に周知している。
<ul style="list-style-type: none"> ●学校経営計画の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・自校の現状や児童生徒・保護者・地域・関係者のニーズを把握し経営計画を策定している。 ・学校の経営資源を最適化し、進行管理することで目指す学校像や育てたい児童生徒像の実現に努めている。 ・教育課程のPDCAを実践し、課題解決を図りながら学校教育目標の具現化に努めている。 ●教職員の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が各自の強みを発揮しながら組織的に活躍できる適切な校務分掌を編成している。 ・教職員の日常のサービスを管理し、不祥事の未然防止に努めている。 ・教職員のメンタルヘルスを含めた健康・安全・働き方に配慮し、業務改善を図りながら、風通しのよい職場風土を醸成している。 ●危機管理 <ul style="list-style-type: none"> ・学校事故・いじめ・不登校等の未然防止に努めるとともに、発生時の適切な初動・事後対応に組織的かつ迅速・的確に対応している。 ・学校安全・学校保健・食育等に関する計画を策定し、周知・理解を徹底している。 ●事務管理 <ul style="list-style-type: none"> ・学籍・文書・財務・施設の管理を法令等に基づき適切に行っている。 ●関係者等との連携・協働 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・関係機関と適切に連携・折衝し、より良い学校経営に努めている。 ・学校教育目標・経営計画等について、保護者や学校評議員等に対して積極的に発信している。 ●教職員の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の特性を見出し、日常的に資質向上やライフプランに関する指導・助言を行っている。 ・OJTや校内研修等を活用し、教職員個々の資質や組織としての対応力を向上させている。
マネジメント力

情報教育／消費者教育／主権者教育／環境教育 指導の要点

情報教育

情報化社会に主体的に対応できる基礎的な資質を養うため、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実する。

1 児童生徒の情報活用能力の育成

- 小学校段階におけるコンピュータ及び情報通信ネットワークなどの積極的な利用や文字入力などの基本的操作の確実な習得、論理的思考力を高めるためのプログラミング教育の充実
- 中学校段階における適切かつ主体的、積極的なICT活用を目的とした各教科等での情報活用能力の育成
- 情報モラルを確実に身に付けるための家庭や地域と連携した取組

2 ICT機器を効果的に活用した授業改善

- 教育効果を高めるために、電子黒板などのICT機器の積極的な活用
- 校内体制の確立による計画的な教員研修の実施とICT環境の整備

消費者教育

消費者被害が多様化・深刻化している状況を踏まえ、社会をたくましく生きていくため、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成を目指し、日常生活の中での実践的な能力を育むことができるよう学習活動の充実を図る。

1 消費者教育と教育内容の理解

- 消費者教育推進法（H24）の趣旨の理解
- 学習指導要領における消費者教育に関する教育内容の理解

2 自立した消費者の育成を目指した授業づくり

- 自らの消費が環境や経済等に影響を与えることの理解と適切な商品等やサービスを選択できる力の育成
- 商品等やサービスの安全性や購入時の事故、危険への対処等に関わる正しい情報や知識の習得
- 将来を見通した意志決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力の育成

主権者教育

単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるととどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育成する。

1 育成を目指す資質・能力及び教育内容の理解

- 中央教育審議会答申（平成28年12月）における「主権者として求められる資質・能力」の理解
※幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm
- 『学習指導要領解説（平成29年告示）総則編』における「主権者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」の理解

2 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導

- 教科間相互の連携
- 地域の身近な課題など現実の社会的事象の教材化
- 専門家や関係機関及び家庭・地域との連携
- 新聞や専門的な資料等の活用
- 授業等でのグループ活動や話し合いの充実

環境教育

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事象・現象に対して興味・関心を持ち、意欲的に関わる中で、環境に対する豊かな感性を育み、問題解決の過程を通して環境に関する見方や考え方を育むとともに、持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てる。

1 各教科等の特性を生かした指導

- 環境に関する基本的な知識の習得
- 環境に関する見方や考え方の育成

2 豊かな体験活動の推進

- 環境に対する豊かな感受性の育成
- 環境に働きかける実践力の育成
- 身近な現象に目を向けた取組の推進

3 環境ワークブック（副読本）の活用

（小学校第5学年）

4 環境教育指導資料の活用

〔幼稚園・小学校編〕、〔中学校編〕

（国立教育政策研究所発行）

伝統や文化の教育／学校図書館教育／国際理解教育／小規模・複式教育 指導の要点

伝統や文化の教育

我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育の充実を図る。

1 教育課程全体での指導の充実

- 国語科（古典）、社会科（歴史学習）、音楽科（唱歌・和楽器）、美術科（美術文化）、保健体育科（武道）、家庭科（生活文化）、総合的な学習の時間を中心とした各教科・領域との関連を図った指導

2 児童生徒や地域の特質に応じた指導

- 地域の伝統や文化に関する内容の重視と児童生徒の発達段階に応じた指導の工夫
- 地域人材等の活用による活動の充実と地域と児童生徒が一体となった活動の推進

学校図書館教育

児童生徒の読書活動が、言葉を学び、豊かな感性や情操、想像力、情報活用能力を育む上で重要なものであることを踏まえ、教育課程に読書指導を適切に位置付け、計画的に実施するよう努める。

1 読書指導の充実

- 読書センター・学習センター・情報センター機能を生かした、学校図書館の計画的な利活用を明確に位置付けた各教科等年間指導計画の整備
- ブックリスト「いわ 100 きっず」「改訂版いわ 100」を活用した多様な読書活動の充実
- 郷土の伝統・文化、偉人・先人等を通して岩手を学ぶ読書活動の推進

2 学校図書館の整備・充実

- 第五次学校図書館図書整備 5 年計画による蔵書の整備・新聞配備・学校司書配置の促進
- 司書教諭・学校司書の協働等、学校経営の一環としての学校図書館の運営の充実
- 公立図書館や地域、保護者との連携

国際理解教育

伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、国際社会において主体的に行動できる人材を育成する。

1 児童生徒の発達段階や各教科等の特質に応じた指導の充実

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各教科等の内容と関連付けた指導の工夫
- 東京オリンピック・パラリンピック等と関連付けた、実社会における国際理解及び共生社会の在り方についての指導の充実

2 帰国・外国人児童生徒等への支援

- 日本語指導に係る「特別の教育課程」制度の周知と日本語指導の充実
- 未就学の外国人及び日本語指導が必要な児童生徒の把握及び支援体制の構築

3 家庭・地域との協働

- グローバル人材の育成（震災後の国際交流や I L C 計画、各種海外派遣研修等）
- 地域の特色や資源を生かした活動、地域人材の活用

小規模・複式教育

小規模校や複式学級を有する学校の特質を積極的に生かし、学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動を展開するとともに、児童生徒一人ひとりのよさを生かす個に応じた指導の充実に努める。

1 学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動の展開

- 地域に根ざし、地域の文化や伝統、自然環境を生かした教材や体験活動の充実
- 近隣の小学校や校区の中学校等と連携した教育計画の立案と実践（集合学習、交流学习、異校種間交流等）

2 児童生徒一人ひとりのよさを生かす個に応じた指導

- 少人数・複式学級など学校の特質を生かした指導計画の改善・充実並びに学習指導過程の工夫
- 系統性や順序性を重視した指導の充実
- 「岩手の小規模・複式指導ハンドブック」の活用

※複式指導資料「岩手の小規模複式指導ハンドブック」
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1006371.html>

各教科等の指導の要点

国 語

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 指導事項（資質・能力）に基づいた単元の目標を設定し、目標を実現するために適した言語活動を位置付け、課題解決の過程を重視した単元を構想すること
- 指導事項（資質・能力）に基づいた評価規準を設定し、具体的な児童生徒の姿と評価方法を明確にして、内容や時間のまとまりで指導と評価の計画を立てること
- 国語科の学習が日常の読書活動に結び付くよう、積極的に読書活動を位置付け、発達の段階に応じて系統的に指導すること

【今年度の重点】

小学校

- 読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに関与することに気付くこと
- 必要に応じて記録したり質問したりしながら聞き、自分の考えをまとめること
- 自分の考えとそれを支える理由を明確にし、書き表し方を工夫して書くこと
- 文章を読んで理解したことと既知の知識や体験とを結び付けて考えをもつこと

中学校

- 読書を通して自分の考えを広げたり深めたりするとともに、読書の意義と効用について理解すること
- 目的や場面に応じて、話題や方向を捉えて話し合い、自分の考えをまとめること
- 根拠を明確にし、自分の考えが伝わる文章になるように工夫すること
- 文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをもつこと

社 会

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 単元等のまとまりを見通して、どのような社会的な見方・考え方を働かせ、どのような資質・能力を育むのかというねらいを明確にした授業を構想すること
- 「見通しと振り返り」を大切にした問題解決的な学習や適切な課題を設けて行う学習を展開すること
- 目標に照らした学習評価により、児童生徒の学習状況の見取りと適切な支援を行うこと

【今年度の重点】

小学校

- 社会的な見方・考え方の視点に基づき、問題意識を醸成したうえで学習課題（学習課題）を設定すること
- 学習課題に対する予想から、追究の見通し（調べる視点や方法）を明らかにして調べさせること
- 社会的な見方・考え方の視点に基づき、資料提示や発問等を工夫することで、社会的な事象の特色や関連、社会的な事象の意味や意義等を考え、表現させること
- 学習の振り返りを大切にし、学習課題に対するまとめや自分の考えなどを表現することができるようにすること

中学校

- 社会的な見方・考え方の視点に基づき、小学校の学習や各分野の学習を踏まえ、適切な課題を設定すること
- 学習課題に対する予想から、追究の視点を明確にして学習活動を展開すること
- 各分野の特質に応じた社会的な見方・考え方の視点に基づき、資料提示や発問等を工夫することで、社会的な事象の意味や意義を解釈したり、事象間の関連を説明したり、自分の考えを論述したりさせること
- 学習の振り返りを大切にし、学習課題に対するまとめや社会参画の視点から考えたことなどを表現することができるようにすること

各教科等の指導の要点

算数・数学

わかる授業

【授業改善に向けて】

- どのような数学的な見方・考え方を働かせ、どのような数学的活動を通して、どのような数学的に考える資質・能力を育むのかというねらいを明確にして授業づくりをすること
- 算数・数学の諸調査結果等を踏まえ、児童生徒に「どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導改善を図る「指導と評価の一体化」を通して、児童生徒自身が自らの学びを振り返り、次の学びに向かうことができるようにすること

☆ 諸調査結果分析等を踏まえ、「算数・数学の学びの質」を高める指導改善へ！

～数学的に考える資質・能力について、児童生徒が「わかった！」「できた！」を実感できる授業～

数学的な
見方・考え方を働かせる

算数・数学の
学びに向かう
態度を育む

活用を通して
知識及び技能の
習得を促進

適用、発展・統合
の時間を
重視した展開

授業前半の
数学的活動の
焦点化・シム化

※これらの活動を、自立的に、時に協働的に位置付け、それぞれに主体的に取り組めるようにする。
※それぞれの活動・過程を振り返り、評価・改善することができるようにする。

- ☆ 単位時間の授業における複数回の問題発見・解決の過程を通して、授業で表面的な理解から「より深い理解」への変容を目指せるようにすること
- ☆ 児童生徒の学習状況を適切に見取り、肯定的に声をかけるとともに、誤解やつまずきの表出とその解消を図る活動の充実に取り組むこと

【今年度の重点】

小学校

- 複数の適用問題等を通して帰納的に考えたり、活用問題等を通して統合的・発展的に考えたりする機会を積極的に取り入れ、粘り強く学習に取り組んだり自らの学習を調整しようとしたりする主体的な学びの実現を図ること
- A 数と計算では、数の概念や計算の意味、計算の見通しをもったり計算結果が正しいか判断したりする活動、日常の場面を式に表したり、式を読んだりする活動を重視すること
- B 図形では、図形を構成する要素に着目して、図形の概念や図形の構成・分解、図形の性質、図形の計量的考察の充実を図ること
- C 測定では、直接比較から間接比較、任意単位による測定、普遍単位による測定という一連のプロセスを大切に、そこで働かせる数学的な見方・考え方を豊かにすること
- C 変化と関係では、単位量当たりの大きさや速さ、割合や比、比例や反比例など、二つの数量の関係を考察したり、変化と関係から事象を考察したりする活動を重視すること
- D データの活用では、統計的な問題解決を通して、目的に応じてデータを収集すること、統計データの特徴を読み取り判断することを重視すること

中学校

- 参考資料「いわて五ツ星の授業づくり」、家庭学習用「中学校数学GアップシートEX」などを活用し、授業の評価問題、家庭学習を通して確かな力を育むようにすること
- 「資料の活用」を参考に、知識及び技能の活用を核とした単元等計画で、発展的に考えたり、「事柄」・「方法」・「理由」について説明したりする活動を適切に位置付けること
- 意味理解を深める活動の充実、基礎計算力の向上を一層重視すること
- 数や図形の性質等について、「式に表す」「式を読む」活動を双方向で取り入れること
- 「図形」等において、証明の方針を立てることができるよう場面を設定すること
- 「関数」等において、式・表・グラフを関連付けて考えたり、新しい知識及び技能の習得に伴い、既習の知識を再構成する「学び直し」の機会を設定したりすること

※中学校数学Gアップシート、EX <https://www1.iwate-school.jp/>

- ◇ 日常の事象を数理的に捉え、数学的に処理し問題を解決したり、数学の事象について統合的・発展的に考え、問題を解決し、概念を形成したり体系化したりする数学的活動の充実を図ること
 - ◇ 諸調査の解説資料、報告書、授業アイデア例等を参考にするとともに、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、教科書巻末の補充問題等も含めた指導計画を立てること
- (H31(R1)全国学調：小算1(3)、2(4)、中数8(2)など、R1 県学調：小算1、中数10など)

各教科等の指導の要点

理 科

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力を明確にすること。
- 理科の見方・考え方を働かせて、見通しをもって観察、実験を行うなどを通して、問題解決の力（小）、科学的に探究する力（中）を養うこと
- 自己評価や相互評価により、達成感や有用感を自覚できるようにすること

【今年度の重点】

1 学習の見通しをもたせること

- 児童生徒が主体的に問題（課題）を発見し、解決に取り組む学習活動や、観察、実験などの体験活動を十分に位置付けた単元計画を作成し授業を展開すること
- 理科の見方・考え方を働かせて、解決の方法や学習の過程について見通しをもたせるようにすること
- 事象提示の工夫等により、児童生徒の問題（課題）意識を高め、気付きや疑問を生かした学習問題（学習課題）を設定すること

2 学習問題（小）・学習課題（中）を解決するための学習活動を展開すること

- 予想・仮説、考察の段階において、あらかじめ個人で考え、科学的な言葉や概念を使用して説明する等の言語活動に取り組みさせること
- 一人ひとりに対応した支援方法を考え、児童生徒が粘り強く学習問題・学習課題を解決できるように工夫すること
- 対話的な学びの場を位置付け、自分の考えを発表したり、友達の考えと比べたりすることにより、自分の考え等を評価したり改善（自己調整）したりできるようにすること

3 学習の振り返りを位置付けること

- 内容のまとまりを通して、どのようにして、何ができるようになったかを自覚させること
- 自然や日常生活と関連付けさせることで、理科を学ぶ意義や有用性を実感させ、深い学びにつなげられるようにすること

生 活

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 生活科の目標で示されている教科の特性や生活科の果たす役割を十分に理解するとともに、2学年間を見通した指導計画の見直しを行い、授業改善につなげていくこと
- 児童の思いや願いを引き出し、児童が没頭できるような活動や体験を通して、一人ひとりの気付きを丁寧に見取り、気付きの質を高める学習活動を展開すること

【今年度の重点】

1 具体的で必然性のある学習活動を展開するため、児童の実態や地域の実情に応じた指導計画の工夫・改善を図ること

- 各学校がもつ身近な資源（ひと・もの・こと）を積極的に学習に活用しながら、学習の系統性、幼児期の教育との連携、児童の発達との関わり、第3学年以上の学習との関わりに配慮して、2学年間を見通した年間指導計画を作成し、実施すること

2 幼児期の教育において育まれてきた資質・能力（幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）を生かしたスタートカリキュラムを作成・実施・改善をすること

- 学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点での教育課程を編成し、実施上の工夫、児童の実態や意識の流れに配慮した指導の工夫を行うこと
- 児童の興味・関心、教師の願い、学習活動の特性を円滑な接続のために活用すること

3 児童の思いや願いを育み、主体的な学習活動を展開し、評価すること

- 児童一人ひとりの思いや願いに基づいた学習活動を展開する中で、児童の気付きが質的に高まるように、振り返って表現したり伝え合い交流したりするなどの手立てを講じること
- 設定した評価規準を踏まえ、どのような具体的事実から評価したのかという判断の根拠を明確にし、評価の妥当性や信頼性を高めること

各教科等の指導の要点

音楽

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 児童生徒にどのような音楽の力を身に付けさせるのかをはっきりさせて授業をすること
- 日々の授業でどのような実現状況になっていけばよいか、具体的に児童生徒が実現している姿を明確にした授業をすること
- 児童生徒が主体的に音や音楽を聴き取り（知覚し）、そのよさや特質を感じ取り（感受し）ながら、思いや意図をもって音楽表現を工夫して、歌ったり、楽器を演奏したり、音楽を創ったりするとともに、鑑賞で聴き味わいながら理解を深める授業をすること

【今年度の重点】

- 1 児童生徒が〔共通事項〕を思考・判断のよりどころとしながら学びを深めることができるよう、**日々の授業の指導目標に「指導事項」と「音楽を形づくっている要素」を必ず位置付けること**
 - 児童生徒に何を学ばせたいのか、「指導事項」と、〔共通事項〕に関わる「音楽を形づくっている要素」を焦点化し、学習内容を明確化、具体化して児童生徒に示すこと
 - 児童生徒が何を学び、どのような音楽の力を身に付ければよいか、はっきり分かるように学習のねらいを示し、そのねらいに沿ったまとめを行い、適切に評価に生かすこと
- 2 **児童生徒の実現している姿（発言や記述内容、技能の状況等）を教師自身が明確にもつこと**
 - 児童生徒が授業でどのような姿になっていけばよいかを明確にすること
 - そのために、教師が児童生徒の発言例や記述例などを具体的にもつこと
- 3 **「音楽的な見方・考え方」を働かせ、音楽の資質・能力の育成を図ること**
 - 音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を聴いて、どのような感じがしたのか、そのように感じた理由（根拠）は何かを、音や音楽を形づくっている要素と、その働きの視点で捉えさせること
 - 捉えたことを言葉や具体的な音楽活動を通して思考・判断し、思いや意図をもって主体的に表現を工夫するなどして自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること

図画工作・美術

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 育成する資質・能力を明確にし、児童生徒と課題を共有しながら「やるべきこと」をつかませ、主体的な学習活動の中で「やりたいこと」「やれること」が、「やれた」という学びの実感につながるような授業改善を図ること。
- 「造形的な見方・考え方」を働かせることで、形や色の特徴や働きを造形的な視点で捉え、自分にとっての意味や価値をつくりだし、学習を深められるように指導をすること
- 生活の中の造形や美術文化への関心を高め、理解を深めることができるように指導すること

【今年度の重点】

- 1 **「やれた」という学びの実感につながる授業改善の視点**
 - 「やるべきこと」：目標と指導事項を基に学習課題を明確にし、児童生徒が学習を通して何を解決するのかという「やるべきこと」をつかむことができるようにすること
 - 「やりたいこと」：主題や表し方などを児童生徒が見付け決定できる学習活動を保障し、主体的に「やりたいこと」を試行錯誤しながら追求できるようにすること
 - 「やれること」：材料や用具、時間等を適切に設定するとともに、児童生徒の学習状況を適切に捉え、指導や支援に生かすことで、「やれること」を児童生徒が十分に実現できるようにすること
- 2 **「造形的な見方・考え方」が働くような学習活動の展開**
 - 〔共通事項〕の視点を基にして、造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり考えたりできるような学習課題や発問を構想し、「造形的な見方・考え方」が働くような学習活動を展開すること
 - 感じ取ったことや考えたことを伝え合うなどの言語活動を充実させ、児童生徒の見方や感じ方、考え方を広げたり深めたりする学習活動を通して、造形的な視点を豊かにすること
- 3 **生活の中の造形や美術文化への関心を高める工夫**
 - 生活や社会とのつながりに気付いたり、考えたりすることができるような学習活動を設定すること
 - 校内に児童生徒作品や美術作品などを掲示し、美的な環境づくりに努めること

各教科等の指導の要点

家庭

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 中学校家庭分野への接続を意識し、問題解決的な学習過程の中で、実践的・体験的な学習活動を充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を目指すこと

【今年度の重点】

- 1 問題解決的な学習と実践的・体験的な活動の充実を図ること
 - 活用できる能力として、「分かって・できる」という基礎・基本の習得を目指すこと
 - 実習や観察、実験、調査、交流活動などの活動を学習場面に適切に設定すること
 - 日常生活との関連をより意識した課題の設定をすること
- 2 生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を明確にし、授業を設計すること
 - 各内容の導入的な学習で「生活の営みに係る見方・考え方」の視点を意識化させること
 - 自分の考えを根拠や理由を明確にして説明したり、発表したりする場面を設定すること
 - 授業で目指す児童の具体的な姿を設定し、指導と評価の一体化を図ること

技術・家庭

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 技術・家庭科の学習が、生産や消費、安全な生活や社会づくり等に深く関わることを意識し、将来にわたり生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養うために、学習状況の把握に努めるとともに、自ら課題を見出し解決を図る問題解決的な学習を一層充実させること

【今年度の重点】

分野共通	1 効果的な学習が展開できるように、履修学年や指導内容を適切に配列して、3年間を見通した指導計画を作成すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 各題材の指導計画・評価計画に基づき、1単位時間の目標を明確にすること ○ 1単位時間の授業では、目指す生徒の具体的な姿を設定し、指導と評価の一体化を図ること
	2 新たな課題へ主体的に取り組む態度を育む視点から、授業を構成すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 製作、調理、観察・実験、見学などの実践的・体験的な活動を重視すること ○ 学習シート、レポート、対話や発表等、生徒の思考を可視化する手立てや機会の位置付けとその評価を通して言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等の育成に努めること ○ ICTを効果的に活用し、情報活用能力の育成を図ること
技術分野	3 技術の見方・考え方を働かせ、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養うこと <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分や家族の生活の仕方や消費行動、技術の評価、適切な選択と管理・運用、新たな発想に基づく改良と応用などが、これからの社会を方向付けていくことを踏まえること ○ 主体的に意思決定や行動して、社会に参画しようとする態度を育成すること
家庭分野	3 小・中・高の系統性を踏まえ指導を充実させること <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が小学校で習得した知識及び技能の把握に努め、中学校で習得すべき知識及び技能を確実に身に付けさせること ○ 1学年の最初のガイダンスで「生活の営みに係る見方・考え方」に触れ、3年間の学習で常にその見方・考え方を働かせる問題解決型の学習の展開に努めること

※<家庭>、<技術・家庭>においては、安全管理、安全・衛生指導の徹底が授業の前提条件であること。

- 例： (1) 施設・設備、機器・工具類等の日常的な点検、整備の徹底
 (2) 日常の環境整備（換気や整理整頓等）の徹底
 (3) 防護眼鏡や防塵マスク等、作業内容に応じた適切な保護具の使用の徹底

各教科等の指導の要点

体育・保健体育

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 学習指導要領の全面実施にあたり、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現につながるよう、年間指導計画及び単元計画を見直すこと

＜小学校＞ 学習指導要領解説、学校体育実技指導資料（文科省 HP 掲載）、陸上運動系「走運動」指導の手引き・県実技研修会資料（県教委 HP 掲載）を確認するとともに、運動への意識を高めるよう児童の実態と学校環境に応じて指導内容を決定すること

＜中学校＞ 体力や技能の程度、性別や障がいの有無等を超えて運動やスポーツを楽しむことができるよう、学習形態や学習方法の改善を図ること（原則として男女共習）

【今年度の重点】

小学校

- 1 新しい単元に入る前には、次の点を確認すること
 - 前年度の指導内容
 - 児童の意識（好き・嫌い）
 - 指導資料の掲載内容
- 2 単位時間においては、運動を通じた試行錯誤の学習時間を十分に確保すること
 - 説明や指示内容の整理
 - 準備や後片付けの指導
 - 待機時間の削減

中学校

- 1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における生徒質問紙調査結果等を活用し、自校の生徒の実態に応じた指導の充実を図ること
- 2 学習指導要領解説の内容を確認し、各観点における指導内容を明確にした上で、単元計画の作成や教材の工夫を行うこと

中学校外国語

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 英語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成すること
- 学習到達目標の達成に向けて、単元や授業をバックワードデザインすること
- 小学校外国語との円滑な接続を図るとともに、高校の授業へのつながりを意識すること

【今年度の重点】

- 1 聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して言語材料の定着を図ること
 - 言語活動に目的や場面、状況等を設定し、生徒が主体的に自分の思いや考えなどを表現したり伝え合ったりできるように工夫すること
 - 言語活動を通じて、生徒が「伝えたい内容」と「内容を表すための英語表現」の両方について思考・判断するなど、使いながら言語材料の定着が図られるよう工夫すること
- 2 各学年の学習到達目標（CAN-DO）を生徒と共有するとともに、その達成状況を把握すること
 - 年度初めに学習到達目標（CAN-DO）を生徒に示してゴールの姿を共有すること
 - 目標の達成に必要な言語活動を年間指導計画や単元計画に繰り返し位置付け、言語活動の観察及びパフォーマンス評価等により目標の達成状況を把握すること
- 3 小学校や高校における外国語の目標や指導の実際を知り、中学校の指導につなげること
 - 小学校の外国語の授業を定期的に参観するなど、域内の小学校外国語の推進状況を把握し、1年時の円滑な導入に資すること ※3～6学年の学習状況（学習履歴）を確実に把握すること
 - 高校への接続を意識し、生徒の言語活動を中心とした、英語による授業を行うこと

各教科等の指導の要点

小学校 外国語活動・外国語科

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 外国語活動・外国語科の目標、領域別の目標に基づいた指導と評価を行うこと
- 児童も教師も楽しみながらコミュニケーションを図るような授業を目指すこと
- 外国語教育に係る校内研修及び小中連携の充実を図ること

【今年度の重点】

- 1 外国語活動・外国語科の目標、領域別の目標は「言語活動を通して」達成させること
 - 実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う活動（言語活動）を設定すること
 - 中学年では、「聞くこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」の3領域の言語活動を通じて英語に慣れ親しませ、英語の学習への動機付けを高めること
 - 高学年では、「聞くこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」の言語活動を中心に据えながら、文字や英文を「読むこと」「書くこと」と関連付けて指導するなど、5領域を総合的に取り扱い、系統的な指導を行うこと
- 2 児童の活動を中心に据えた単元づくり・授業づくりに取り組むこと
 - 単元や学期を通して、「育てたい姿」に迫るよう、バックワード・デザインで指導計画を作成し、言語活動を繰り返し設定すること
 - 深い児童理解、温かい人間関係と学習規律を基盤とした学習集団づくりを大切にすること
 - 学級担任、専科教員、ALTが連携・協同し、それぞれの強みを生かした授業を行うこと
- 3 「計画的な校内研修の実施」及び「小中の円滑な接続」に取り組むこと
 - 中核教員等を中心として、授業づくりや英語運用に係る研修に校内体制で取り組むこと
 - 児童の進学先となる中学校及び同一中学校区内の小学校との連携を充実させること
 - 「小学校外国語教育リーフレット（岩手県教委）」を授業や研修で活用すること
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1026664/index.html>

【参考】小学校外国語教育に関するポータルサイト

○文部科学省：外国語教育ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm

(コンテンツ)

- ・小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 外国語活動・外国語編
- ・新学習指導要領における外国語教育のポイントがわかる動画等
- ・小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック

○英語教育ポータルサイト「えいごネット」（財）英語教育協議会（ELEC）文部科学省協力

<http://www.eigo-net.jp/info/case/shogakko/>

(コンテンツ)

- ・小学校外国語活動の授業事例・指導案へのリンク
- ・ALT Handbook（英語版）

○国立教育政策研究所：教育課程研究指定校（外国語活動）研究成果報告書

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shiteikou/shiteikou-seikahoukoku-pri_gaikokg.html

各教科等の指導の要点

特別の教科 道徳(道徳科)

【授業改善に向けて】

- 道徳教育の重点を明確にし、全体計画や年間指導計画をより実効性があるものに改善すること
- 児童生徒が道徳的価値の理解を基に、自分事として捉え、物事を多面的・多角的に考えることができるように道徳科の質的転換を図り、計画的、発展的な指導を通して、児童生徒の内面的資質を養うこと
- 学校全体で「評価の視点」を共有し、児童生徒一人ひとりの個人内の成長の過程を重視し、児童生徒が自らの成長を実感するような評価を目指すこと

【今年度の重点】

1 学校組織としての取組の充実

- 各学校における道徳教育の目標を踏まえ、校長の明確な道徳教育の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした機能的な推進体制を構築し、全教職員が協力して道徳教育を推進するとともに、道徳科の授業改善及び評価の在り方について研修の充実を図ること

2 活用しやすい全体計画、指導計画への改善

- 全体計画、指導計画については、児童生徒の道徳性を豊かに育むために、発達段階にふさわしい指導の目標を明確にし、指導内容や指導方法を生かして計画的に進め、全教職員で共有するものであること
- 全体計画は、道徳教育に関わる各教科等の指導や体験活動等の内容及び時期が分かるものを別葉として加えるなど、年間を通して具体的に活用できるものにする
- 年間指導計画は、教科書を主たる教材として、学校の道徳教育の重点を踏まえた教材の配列を工夫し、展開の概要も含めるなど各時間の指導の概要が分かるものにする

3 児童生徒にとって魅力ある道徳科へ向けた授業改善

【道徳科における学習過程】 ※道徳科の目標に明記

- ① 道徳的諸価値（価値理解、人間理解、他者理解）を理解する
- ② その理解をもとに自分を見つめる
（自分のこととして自分自身との関わりで考えを深める）
- ③ 物事を（広い視野から）多面的・多角的に考える
- ④ 自己の（人間としての）生き方について考える

道徳性を養うために行う学習活動
※道徳性を構成する諸様相

道徳的な判断力	道徳的心情
道徳的实践意欲	道徳的態度

【授業構想のポイント】

◆指導要領解説に基づく内容項目に含まれている道徳的価値観を分析し、ねらいの構造を捉える。

◆指導方法について

- *登場人物の心情理解に終始するのではなく、自我関与が適切に位置付いている学習を工夫する。
- *道徳的価値そのものを問題解決するのではなく、児童生徒がこれから生きる上で出会う様々な場面で主体的に解決できることにつながる問題解決的な学習を工夫する。
- *単なる生活経験の話合いにならぬよう、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる。
- *児童生徒が切実感をもって多面的・多角的に考える発問の吟味や話合いの工夫を行う。

4 評価について

- 道徳科の評価は、学習状況に関する内容と道徳性に係る成長の様子について、児童生徒のよさを認め、励ます個人内評価であること
- 道徳科の「評価の視点」を学校全体で共有し、学習活動全体の中で見取っていくこと

◆主な評価の視点

- ・一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
- ・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

- 評価の考え方について、学校全体で共通理解を図り、具体的な資料や方法等を明確にしながら組織的に推進し、信頼性のある評価を行うこと

各教科等の指導の要点

総合的な学習の時間

【授業改善に向けて】

- 学習指導要領改訂の趣旨や目標等を踏まえた計画を作成し、適切な学習活動を行うこと
- 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成すること

【今年度の重点】

- 1 学習指導要領改訂の趣旨や目標等を十分に踏まえた指導計画を立てること
 - 教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校の教育目標を踏まえて目標を設定すること
 - 各学校における教育目標を踏まえ、探究課題を設定し、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと
 - 年間や、単元（題材）など内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るように指導計画を作成すること
 - 児童生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動を行うこと
- 2 総合的な学習の時間の特徴に応じた学習活動を行うこと
 - 総合的な学習の時間の本質である「探究的な学習の過程」を一層重視し、探究のプロセスを支える探究的な見方・考え方を働かせること
 - 各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら課題の解決に向けて取り組む横断的・総合的な学習を行うこと
 - よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えることにつながるものであること

特別活動

【授業改善に向けて】

- 特別活動における「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点を意識して、特別活動で育成を目指す資質・能力を明確にすること。
- 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせて、特別活動の内容の特徴に即して児童生徒が自ら考え、高めていくような自主的、実践的な活動を展開していくこと

【今年度の重点】

特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特徴を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図っていくこと

- 1 育成を目指す資質・能力を明確にした指導を行うこと
 - 主として何を指すかについて、児童生徒の実態や課題等から適切に判断し、内容の焦点化・重点化を図り、活動を明確にすること
- 2 各教科等の学びを実践につなげること
 - 各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活で活用できるものにすること。
- 3 学級や学校の文化を創造すること
 - 楽しく豊かな学級や学校の文化を自発的、自治的に創造することを通して、協働的な実践的活動を充実させること
- 4 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら指導と評価の一体化を図ること
 - 評価規準を作成し、教職員で共通理解を図ること
 - 児童生徒一人ひとりのよさや可能性を多面的・総合的に評価すること

【資料5】 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

令和2年度は小学校、令和3年度は中学校において、新学習指導要領が全面実施となります。児童生徒が、移行期間においてどのような学びを積み重ねてきているのかを踏まえて指導にあたるために、本資料を引き続き掲載します。

1 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成30、31年度、中学校：平成30～令和2年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2 移行措置の内容

(1) 教科等ごとの取扱い

① 総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

② 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることをのまないよう特例を定める。

【小：国語、社会、算数、理科】 【中：国語、社会、数学、理科、保健体育】

③ 上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。

【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育】 【中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】

④ 道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による（平成30年度は先行可能）。

(2) 小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動（3、4学年）及び外国語科（5、6学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

3 授業時数の特例

平成30、令和元年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

4 留意事項

- 目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

【資料5】 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

【小学校】

	移行措置の内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。
社会	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。 現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度の第3学年に指導する内容を示す。
算数	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度及び平成31年度の第3学年から第5学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。 平成31年度の第4学年の「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 平成31年度の第5学年の「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」を省略する。【第6学年で指導】
理科	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度及び平成31年度の第4学年の「光電池の働き」について省略する。【第6学年で指導】 平成31年度の第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。【第6学年で指導】 平成31年度の第6学年の「電気による発熱」を省略する。【中学校第2学年で指導】
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(ア)及び(3)①に係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ、(ii)日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く、(iii)聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動の一部】 平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア、同イ(ア)、同エ(ア)e及びf、同エ(イ)並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ及び同オに係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)音声、活字体の大文字と小文字、(ii)文及び文構造の一部、(iii)読むこと及び書くことの言語活動の一部】

【中学校】

	移行措置の内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度の第1学年、平成32年度の第1学年、第2学年で学習する漢字に追加して指導する。 【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】 茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜(20字) 平成32年度の第1学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。
社会	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」(地理的分野)の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」(歴史的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。 平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
数学	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度及び平成32年度の第1学年の「数と式」に「素数の積」を、「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、$a \times 10^n$の形の表現」を省略する。【第3学年で指導】 平成32年度の第1学年の「資料の活用」に「統計的確率」を、第2学年の「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。
理科	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度及び平成32年度の第1学年第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第1学年第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第1学年第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。【第3学年で指導】 平成32年度の第1学年第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第1学年第1分野「圧力」及び第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第2学年及び第3学年で指導】 平成32年度の第2学年第1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第2分野「生物の変遷と変化」を省略する。【第3学年で指導】
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度及び平成32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第2学年で指導】 平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。 平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。

※移行措置関連資料 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387780.htm

【資料6】 進捗状況確認のためのチェックリスト <学校としての取組>

共通事項として取り組む内容		チェック日	
重点	チェック項目例	1学期末	2学期末
岩手で、世界で活躍する人材の育成	<p>「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、家庭、地域、関係機関等と連携した取組を実施していますか。</p> <p>キャリア教育の目標や考え方について校内で共通理解を図りましたか。</p> <p>キャリア教育の全体計画・指導計画を作成しましたか。また、改善のための見直しをしていますか。</p> <p>「キャリア・パスポート」の目的や作成、引継ぎ等について共通理解を行い、活用を図っていますか。</p> <p>【中学校・義務教育学校後期課程】</p> <p>全体計画等に沿って、地域や保護者等と連携し、職場体験を2日以上実施していますか。</p> <p>体験活動(職場体験等)に向けた事前指導、その後の振り返りやまとめ等の事後指導の充実を図りましたか。</p>		
確かな学力の育成	<p>「確かな学力育成プラン」に基づいて、主任層を中核とした学校体制での取組が展開されていますか。</p> <p>「確かな学力育成プラン」に基づいた取組の進捗状況を確認していますか。</p> <p>家庭学習について、自校の課題を共有し、質と量の両面から改善を図っていますか。</p> <p>教員相互に授業参観し、「いわての授業づくり3つの視点(改訂版)」を参考に協議していますか。</p> <p>県学調や全国学調の問題を全職員で解いてみる機会を設定していますか。</p>		
豊かな心の育成	<p>道徳教育の全体計画・全体計画の別添・年間指導計画を作成しましたか。</p> <p>児童生徒一人ひとりを大切にしたい学校・学級経営を推進していますか。</p> <p>思いやりの心や規範意識等の豊かな人間性の育成を目指し、体験活動の充実を図りましたか。</p> <p>ボランティア活動を教育課程に位置付けていますか。</p>		
健やかな体の育成	<p>体力向上取組について、教員全体で共通理解を図る機会を設定しましたか。</p> <p>部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定しましたか。</p> <p>喫煙・飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催しましたか。</p> <p>食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成していますか。</p>		
特別支援教育の推進	<p>特別支援教育に関する研修を校内で行ったり、促進したりしていますか。</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒を確認し、校内で共通理解を図る機会を設定しましたか。</p> <p>児童生徒の目標、合理的配慮等を「個別の指導計画」等に明記し、保護者と確認する機会を設定しましたか。</p> <p>「交流及び共同学習」の実施や「心のバリアフリーノート」の活用による心のバリアフリーを推進しましたか。</p>		
いじめ問題・不登校対策等への確かな対応	<p>「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの防止等について組織的な対応をしていますか。</p> <p>教育相談担当者の役割を明確にし、SC・SSW等を積極的に活用するなど、教育相談体制の充実に努めていますか。</p> <p>インターネット利用ルールに関する普及啓発活動を保護者等と連携して取り組んでいますか。</p>		
学びの基盤づくり	<p>検証可能な達成目標を家庭・地域と共有していますか。</p> <p>学校評価を実施し、結果等を保護者・地域等に公表していますか。</p> <p>全教職員の指導力向上を図る取組を行いましたか。</p> <p>学校安全計画に、【そなえる】取組を具体的に盛り込み、安全教育を実施しましたか。</p> <p>学校安全計画(研修・訓練を含む)・危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みましたか。</p>		

各学校の方針により重点化して取り組む内容		チェック日	
重点	チェック項目例	1学期末	2学期末
消費者教育	社会科や家庭科等を中心に、自立した消費者の育成をめざした授業づくりを推進していますか。		
主権者教育	主権者として求められる資質・能力を意識した指導を行っていますか。		
環境教育	<p>【小学校・義務教育学校の第5学年】</p> <p>環境ワークブック「あかるい未来につなぐ大切なふるさと&地球」を活用していますか。</p> <p>体験活動を通して、環境教育の推進が図られていますか。</p>		
伝統や文化の教育	各教科・領域の指導との関連を図るとともに、地域の特質に応じた指導をしていますか。		
学校図書館教育	読書活動を通して、言葉を学び、豊かな感性や情操、想像力を育てていますか。		
国際理解教育	「国際理解教育実践事例集」等を参考に、育むべき資質・能力に応じた指導の工夫を行っていますか。		
情報教育	PCやタブレット、プロジェクター、実物投影機等のICT機器を教材研究や授業等で積極的に活用していますか。		
小規模・複式教育	小規模校・複式学級などの学校の特性を生かした指導改善の取組を行っていますか。		

【資料6】 進捗状況確認のためのチェックリスト <個人としての取組>

学校教育の重点に係る個人としての取組

重点	チェック項目例	チェック日	
		1学期末	2学期末
震災からの教育の復興	「いわての復興教育」副読本を活用した授業を行いましたか。 「心とからだの健康観察」を活用して教育相談等を行いましたか。		
諸調査結果を活用した「学校の組織的対応の強化」	自校の「確かな学力育成プラン」を踏まえた取組をしていますか。 「指導と評価の一体化」を図り、指導目標が達成できているかどうかを確認する場面を授業に位置付けていますか。 同僚に授業を公開し、「いわての授業づくり3つの視点（改訂版）」を参考に協議していますか。 県学調・全国学調の問題の一部を解き、「今、求められる学力」について理解を深めることができましたか。 県学調・全国学調の分析結果を指導の改善に生かしていますか。		

各教科等の指導の要点を意識した取組

重点	チェック項目例	チェック日	
		1学期末	2学期末
共通事項	「いわての授業づくり3つの視点（改訂版）」(p14-15)を踏まえ、授業を構成していますか。		
教科名 ()			
特別の教科 道徳			
総合的な 学習の時間			
特別活動			
【小学校】 外国語活動			

※ 校内研究の重点、または個人として授業改善を意識する教科・領域等について、各教科等の指導の要点(p28～)を参考に活用してください。

今年度の私の研修計画

期 日	研 修 講 座 名	会 場
/		
/		
/		

令和2年度 主な取組等

- 「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプランの確実な推進
- 新学習指導要領の趣旨及び内容の周知の徹底(カリキュラム・マネジメント支援、学習評価の充実、小学校外国語等)
- 心のケアと復興教育の充実、実践的な防災教育の推進
- 確かな学力の育成(「確かな学力育成プロジェクト」の推進)
- 豊かな心を育む教育の推進(道徳教育の充実)
- いわて特別支援教育推進プランに基づく「共に学び、共に育つ教育」の推進
- いじめ問題・不登校対策等への確かな対応
- 幼児教育の充実(新幼稚園教育要領等に基づく実践、スタート・カリキュラム作成に向けた幼保小連携支援)
- 学校評価の効果的な活用(学校評価の適切な実施・報告・公表)(学校経営、教育課程編成・実施への反映)
- 教員研修の趣旨に基づいた人材育成(教育公務員特例法一部改正を踏まえた教員研修の見直し等)
- 健やかな体の育成と体力の向上(60運動、食育の推進)
- 部活動の適切な実施(学校教育における部活動の意義の再確認、適正な休養日の設定)

岩手県民の歌(昭和39年制定)

<p>三 山なみの きわも さやかに 染めなせる あかねの 光 かがやける 明日を 徹して 岩手 岩手 ふるさと 岩手 大空に 描く 望みよ</p>	<p>二 みちのくの 文化 かぐわし 誇らかに 咲ける この国 岩手 岩手 ふるさと 岩手 胸ふかく 想う その名よ</p>	<p>一 しらくもの うかぶ はてまで はろばろと 未来を こめて かぎりなき 岩手 岩手 岩手 岩手 ふるさと 岩手 とこしえに 若き 大地よ</p>
--	--	--

かぎりなき みる いを こめ て いわ
か かがやける あす に を つし たる えし て て いわ
か かがやける あす に を つし たる えし て て いわ

岩手県民の歌

♩ = 96位で
明るく、力強く、そして美しく、

原 舞 二 作詞
「岩手県民の歌」 補作
審査委員会
中 田 喜 直 作曲

1. しらくもの うかぶ はてま
2. みちのくの ふんか さ
3. やまなみの きわも さやかに

て いわて ふるさと いわて とこ
て いわて ふるさと いわて むね
て いわて ふるさと いわて おお

でしに はろばろと あかねの くにばら
にこめなせる あかねの こひかり

しえに わかき だいのちよ
ふからく おも うそのぞ なみよ

岩手県教育委員会事務局学校教育課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
電話 019-629-6137
FAX 019-629-6144
E-mail DB0003@pref.iwate.jp
ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>



令和2年度 県内公立学校の状況

岩手県内

幼稚園等 47 園

〈公立幼保連携型認定こども園、
公立幼稚園型認定こども園を含む〉

小学校 302 校

中学校 151 校

義務教育学校 1 校

県北教育事務所管内

幼稚園 4 園

小学校 46 校

中学校 21 校

盛岡教育事務所管内

幼稚園 3 園

小学校 88 校

中学校 45 校

宮古教育事務所管内

幼稚園 1 園

小学校 26 校

中学校 17 校

中部教育事務所管内

幼稚園 7 園

小学校 49 校

中学校 25 校

県南教育事務所管内

幼稚園等 27 園

小学校 62 校

中学校 27 校

県立中学校 1 校

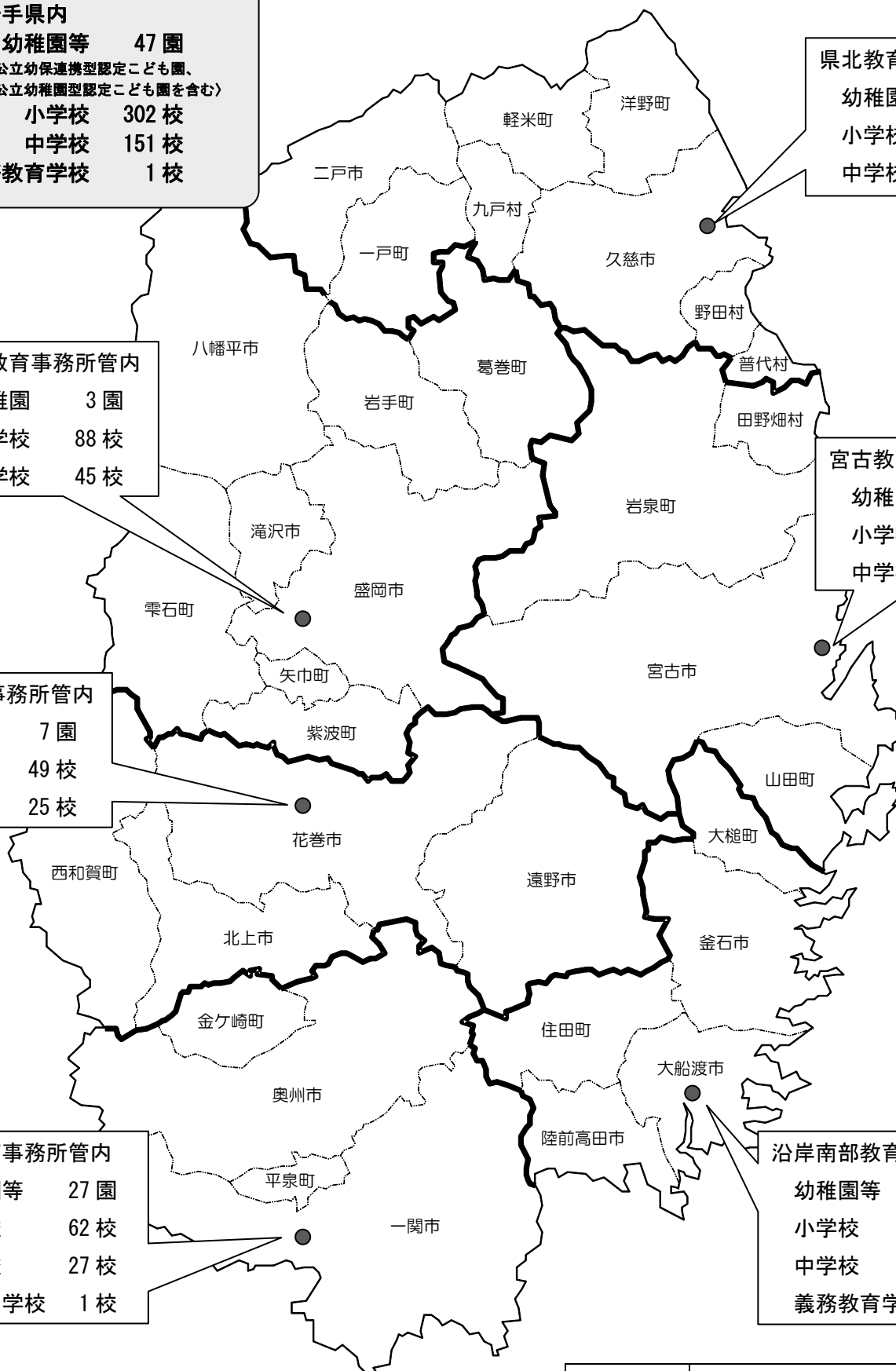
沿岸南部教育事務所管内

幼稚園等 5 園

小学校 31 校

中学校 15 校

義務教育学校 1 校



所 属	
氏 名	